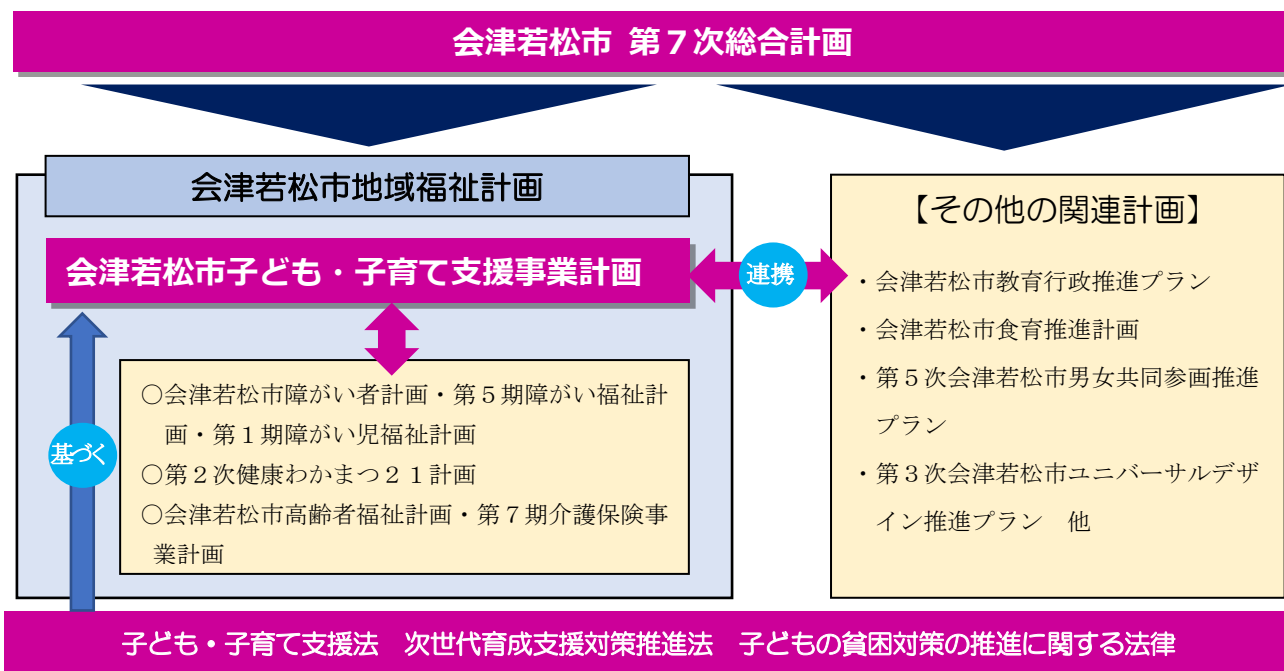


会津若松市子ども・子育て支援事業計画

令和5年度 進捗状況報告書

本計画と本市の他の計画との関係については、以下のとおりです。



事業計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会津若松市 子ども・子育て支援事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画					第2期会津若松市 子ども・子育て支援事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 ・子どもの貧困対策計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域です。

子育て支援サービスを受ける場合に、自宅の近くの場所を選択する傾向がありますが、両親共働き家庭の増加や自動車による移動の状況などもあり、保護者の職場近くのサービス提供施設を希望する傾向も見受けられることから、第1期計画における提供区域の設定を引き継ぎ、会津若松市全体を一つの区域として設定します

施策の体系

基 本 理 念		
みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ		

基 本 目 標	基 本 施 策	主 な 施 策
Ⅰ 子どもがいいき と育つまち	1 心豊かな子どもを育む活動の 充実	(1) 子どもに関する情報の充実 (2) 心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施 (3) 国際交流活動の推進
	2 子どもの健やかな成長のため の教育環境の整備	(1) 学校の教育環境の整備 (2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進
	3 子どもの安全の確保	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	4 子どもの悩みに対応する相談 支援体制の充実	(1) 子どもの悩みに対する相談の充実
	5 次代の親の育成	(1) 幼児とふれあう機会の提供 (2) 思春期における健康教育の推進
Ⅱ 子どもを安心して 産み・育てること ができるまち	1 妊産婦・子どもの健康づくり の推進	(1) 妊産婦の健康づくりの推進 (2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実 (3) 子どもの健康づくりの推進 (4) 救急医療体制の充実 (5) 食育の推進
	2 子育て家庭への各種サービス の充実	(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供 (2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上 (3) 子育てをする親への支援 (4) 多様な教育・保育ニーズへの対応と充実 (5) 放課後児童健全育成事業の充実
	3 子育てしやすい生活環境など の整備	(1) 安心して外出できる環境の整備 (2) 子育てしやすい居住環境の整備 (3) 子どもの遊び場の整備
	4 仕事と生活との両立の支援	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
	5 子育て家庭への経済的支援	(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実
	6 援助を必要とする子どもや家 庭への支援	(1) 子どもの虐待防止の強化 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 子どもの貧困対策 (4) 障がいのある子どもや家庭への支援
Ⅲ 子育てをみんなで 支えるまち	1 みんなで子育てを支援する環 境づくりの推進	(1) 子育て意識の醸成 (2) 市民参加の子育て支援 (3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策		1	心豊かな子どもを育む活動の充実	
No.	主な施策	(1)	子どもに関する情報の充実	
1	継続	子ども向けイベント等の情報提供	生涯学習総合センター	「會津稽古堂ホームページ」や「會津稽古堂Facebook」などの情報媒体を活用し、子どもの地域体験活動に関する情報や子育ての情報を提供します。
2	継続	図書館イベント、新刊図書情報等の提供	生涯学習総合センター	「会津図書館ホームページ」や「会津図書館X(旧Twitter)」、市ホームページ等の情報媒体を活用し、情報発信を行います。また、「会津図書館だより」「こどもとしょかんだより」の定期的な発行・配布により、図書館のイベントや新刊図書等の情報を提供します。
3	継続	地域とつながる教育支援事業	学校教育課	本事業をとおり、教育現場におけるデジタルコンテンツの普及推進に取り組むとともに、学校から家庭に情報を提供することによって学校と家庭のコミュニケーションの強化を図ります。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
学校におけるチラシ配布など、各学校の協力を得ながら小中学生向けの公民館事業について情報提供や参加者募集を行った。 また、SNSを活用した広報や「かんたん申請システム」による申込受付などを実施した。	公民館事業の広報や子ども向けイベントへの参加申込等にホームページやSNS、電子申請システムなどを積極的に活用することで、広報の効果を高めるとともに、ソーシャルメディアの利用に慣れている小中学生およびその保護者の利便性向上を図っている。	小中学生の参加には保護者の理解と協力が必要であるため、早めの広報を行うとともに、ソーシャルメディアのさらなる活用を促進していく。
「会津図書館ホームページ」や「会津図書館×(旧Twitter)」、「市ホームページ」等で図書館のイベントや展示コーナー、新刊図書等について随時情報発信を行った。また、「図書館だより」「こどもとしょかんだより」を年4回発行・配布した。 さらに、一般図書フロアに「子育て応援コーナー」を設け、子育てに関する図書や雑誌、関係各課のチラシ等を設置した。	ホームページやSNSを積極的に活用するとともに、「子育て応援コーナー」を設置し、情報発信を行うことで、図書館をより利活用してもらうための取組や広報の充実に努めた。	今後もホームページやSNS等を活用して広く情報発信を行っていく。 また、「図書館だより」「こどもとしょかんだより」を年4回発行・配布を継続していく。
教育ポータルサイト「あいづっこWeb」及びスマートフォン用アプリ「あいづっこ+」により、学校の活動の様子やお知らせ等を保護者や地域等に発信した。また、保護者等が「あいづっこWeb」から連絡を受け取るための登録手順が複雑であったことから、これを簡素化するためのシステム改修等の対応を行った。 【達成状況】 ・保護者登録数:6,679人(R6.3.31時点)	ICTを活用して保護者への連絡・情報共有の利便性が高まったことで、学校と家庭のコミュニケーションのさらなる強化が図られた。	今後も保護者のニーズに沿った情報を学校から家庭へ発信していく。また、緊急性の高い情報等については、教育委員会から直接保護者に向けて配信を行っていく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(2)	心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施	
1	継続	指導児講習会	教育総務課あいつこ育成推進室	子ども会育成会連絡協議会との共催で、地域子ども会会員を対象に、集団生活のルールやレクリエーション、会津の歴史や文化等について、集まった仲間たちとの班活動を中心に学び、地域子ども会活動をより充実したものとするを目的に開催します。
2	継続	あいづわくわく学園グループ学習(小学校との交流会)	高齢福祉課	市主催の高齢者大学校である「あいづわくわく学園」において、伝承遊び・レクリエーションや給食をともに食べ、小学生との交流を図ります。
3	継続	地域学校協働本部事業	生涯学習総合センター／各地区公民館	放課後の子どもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々が様々な学校活動を支援する「地域学校協働活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることで子どもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていきます。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
・1期生:小学4年生対象。勤労青少年ホーム等において実施。 ・2期生:1期生修了者対象。会津自然の家において日帰りを実施。 ・3期生:2期生修了者対象。静岡市を交流先とし、3泊4日で実施。	子ども会会員の減少に伴い、講習会参加者も減少傾向にある。今後も引き続き子ども会の入会を促進するとともに、研修内容や指導方法を工夫することで参加者数を確保していく必要がある。	本事業は全国にゆかりの地が多数点在する会津若松市ならではの事業であり、全国的にも珍しく高い評価を得ていることから、今後も市子ども会育成会連絡協議会との共催により継続して実施することに意義がある。 また、子ども会活動の活性化を図るとともに青少年の健全育成に努める。
カリキュラムを見直したことにより実施なし。	学園性による自主活動等の中で、交流が促進されることが望ましい。	課外の自主的な活動や、卒業後の地域活動における子どもたちとの交流につながるカリキュラム等を検討していく。
市内10公民館において放課後子ども教室を13か所で実施した。 うち、中央公民館(行仁小)、神指分館、北公民館、南公民館、一箕公民館、東公民館、湊公民館、北会津公民館(荒館小・川南小)、河東公民館が実施した放課後子ども教室は、こどもクラブとの連携型で実施。 ()に開設場所、年間実施回数及びのべ参加者数を記載。 ・中央公民館(會津稽古堂。24回。609名) ・中央公民館(城西小。20回。372名) ・中央公民館(行仁小。9回。311名) ・神指分館(神指分館。10回。179名) ・北公民館(永和小。33回。819名) ・南公民館(南公民館。23回。661名) ・大戸公民館(大戸小。20回。420名) ・一箕公民館(松長小。15回。430名) ・東公民館(東山小。17回。955名) ・湊公民館(湊小。7回。171名) ・北会津公民館(荒館小。10回。263名) ・川南小。10回。196名) ・河東公民館(河東学園(前期課程)11回。363名)	○学識経験者、事業関係者及び地域住民からなる評価・検証委員会を年3回開催し、事業にかかる意見を聴取した。 ○コーディネーターや安全管理員等のスタッフのほかに、児童及びその保護者、こどもクラブを対象にアンケートを実施し、事業効果を検証した。 ○地域住民と児童が交流することでお互いが顔見知りになり、世代を超えた交流が図られた。 ○子ども教室数が増えたこと、既存教室の半数以上で登録児童数、延べ参加人数が増加しており、子どもたちの放課後の居場所の一つとして定着化が図られている。	子どもが多様な活動を体験できるプログラムを検討しながら、今後も事業を継続していく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
4	継続	子どもの読書活動の推進	生涯学習総合センター	家庭、地域、学校等が連携し、成長に応じて子どもの読書に親しむ機会や環境の充実に図り、子どもの読書活動推進に取り組めます。
5	継続	大戸地域学校協働活動(令和4年度より名称変更)	大戸公民館	(※No.3に統合したため削除)
6	継続	週末親子チャレンジ	北公民館	親子がふれあいながら参加できる多彩な体験活動を通して、人とのかわりや大切さを学ぶ機会を提供します。
7	継続	みなこ一夢広場	南公民館	小学4年生から6年生を対象とした事業。 様々な体験学習を通して生きる力を育み、冒険心や克己心、知的好奇心を育てます。
8	継続	わらべ塾	大戸公民館	小学生(3年生までは保護者同伴)を対象とした事業。様々な体験や活動を通し子どもたちの見聞を広めるとともに、自分で考える力を目指します。
9	継続	げんき塾	一箕公民館	小学校4年生から6年生を対象とした事業。(令和3年度からは小学校4年生から6年生とその保護者、令和4年度からは小学校1年生から6年生とその保護者に対象者を拡充。) 地域の自然や文化等に触れ、親しみながら体験する学習活動をとおり、集団活動の中で支えあい協力しあえる子どもの成長に寄与することを目指します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
①おはなし会や読書に親しむイベント、講座の開催 〈主催事業〉 ・絵本の音楽会 ・季節のおはなし会(冬・春) ・読み聞かせ講座 〈共催事業〉 ・外国語のおはなしのへや(6・11月) 〈施設内での団体自主事業〉 ・かたりべ会(23回開催) ・英語のおはなし会(4回開催) ・おはなし会(12回開催) ②「会津図書館を使った調べる学習コンクール」の開催 ・学校支援図書セットの貸出(8回) ③小中学校への学校図書館支援 ・図書館奉仕員による巡回訪問 ・学校図書館ボランティア養成講座の開催 ④広報誌やブックリストの作成・配布	①ボランティアと連携し、会津弁の語りや外国の言葉を通して物語を楽しむおはなし会や、イベントを実施することで、子どもたちの読書に親しむ機会を提供した。また、参加者が図書館へ足を運ぶきっかけを作り、図書館利用や貸出に繋がった。 ②小学生を対象に、図書館の資料を使って調べる学習へ取り組む機会を創出している。 また、学校での調べる学習を支援するための図書セットの貸出を行った。 ③巡回訪問により、学校図書館整備の支援を行ったほか、学校図書館で活動するボランティアを養成することで、子どもたちの読書環境向上につながった。 ④図書館だよりや家読のチラシの配布、広報誌への図書紹介の寄稿により、乳幼児から中高生までの広い年代へ読書啓発を行った。 また、乳幼児健康診査では健康増進課を通して未就学児を対象としたブックリストの配布を行った。小学生に対しては、低・中・高学年毎のおすすめの本のブックリストを館内配布し、読書推進につなげた。	①引き続きおはなし会やイベントを開催し、物語の楽しさを伝え、読書に親しむきっかけづくりを行う。また、図書館そのものに興味を持ち、来館することが楽しくなるようなイベントも検討していく。 さらに、ボランティアとの連携や育成にも継続して取り組んでいく。 ②市内小学校(義務教育学校・特別支援学校小学部を含む)へ参加の呼びかけを行い、応募点数の増加を目指す。図書セットについては、調べるための図書の充実を図るほか、今年度も継続して利用校にアンケートを行うことで、より学校で使いやすい図書セットの整備を行う。 ③巡回訪問によって、先生やボランティアの疑問や不安を解消しながら、学校図書館の環境をより良いものへ整えていけるよう支援する。 また、学校図書館ボランティアの養成にも継続して取り組んでいく。 ④各広報誌やおたよりでの読書啓発を継続するとともに、適切な読書案内によって、本への関心を高める。
—	—	—
令和5年6月～令和5年12月(全5回) 受講者:親子12組30名(延べ84名) 内容:防災教室、工場見学、菓子作りとレクリエーション、そば打ち体験、しめ縄づくり	親子が一緒に楽しく取り組む姿だけでなく、異学年や他校の児童との交流、親同士の交流も見られ、多様なかわりを深めることができた。 また、地域の伝統を地域の方から学ぶことで、地域の方との交流と伝統文化に対する理解を深め、心豊かな子どもの育成に寄与することができた。	多くの親子が一緒に様々な活動を体験できるプログラムを検討し、事業を継続していく。
全6回の事業を6月から12月まで開催した。 受講生:延べ25名 内容:木工クラフト体験、絵手紙を書く、手びねり陶芸体験、科学工作体験、アイシングクッキーデコレーション体験を実施。	子ども同士が助け合い、積極的に取り組む姿がみられるなど、様々な体験活動をとおり、子どもたちの知的好奇心を育むことができた。	今後も学校や学年の垣根を越えた子どもたち同士の交流を図り、豊かな体験活動を提供できるようなプログラムを実施していく。
5月から12月まで全7回開催。受講生13名(延べ58名)参加。 内容は、街探検、レクリエーションゲーム、絵画表現、凧づくり、国際交流など。	専門講師により様々な体験活動を行い、見聞を広めるとともに学年を超えた交流が深まった。また凧づくりでは、講師に質問するなど、自分で考え工夫する姿が見られた。	地域の子供たちの「学び舎」として、今後も継続する。
小学校1～6年生とその保護者を対象に、6月～12月に5回講座を実施した。参加人数のべ83名。 内容は、アイドルダンス教室、黒板アート教室、秘密基地づくり、稲刈り体験、クリスマスケーキ作り教室。	単独事業として左記講座を実施したが、児童達の積極的に取り組む姿勢が感じられた。また、保護者同伴の場合は親子で楽しむ様子が見受けられた。	より参加しやすいプログラムを検討しながら、今後も事業を継続していく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
10	継続	湊★わんぱく教室	湊公民館	湊学区内の小・中学生(親子参加も可)に、地域の宝探しや色々な体験学習のほか、家庭や学校では体験できないことにチャレンジし、異学年や親子・世代間でのコミュニケーションを深めます。
11	継続	小学生体験教室「ジャンプ」	北会津公民館	荒館、川南学区を中心とした市内の小学生に様々な体験活動を提供、地域の魅力発見と郷土愛を育みます。
12	継続	親子ふれあい活動「ぴかりんプール」(令和4年度より名称変更)	北会津公民館	就学前の子どもと親同士のふれあいと、情報交流の場を設け、子育て活動を支援します。
13	継続	夏休み移動教室	河東公民館	小学生を対象に、夏季休業期間を活用し、学年を超えた地域の仲間や大人たちとの交流を通して、様々な体験活動を行いながら、交流を図ることを目的とします。
14	継続	河東地域学校協働活動	河東公民館	地域と学校が連携し学校活動を支援することで、地域全体で子ども達の成長を支えるとともに地域コミュニティの活性化を図ります。
15	継続	環境教室	環境生活課	次世代を担う子どもたちを対象に、再生可能エネルギーの普及による地球温暖化の防止や、資源の有効活用、環境負荷の低減など、環境保全意識の啓発を図ることを目的に、環境教室を実施します。
16	継続	こどもエコクラブ	環境生活課	環境省の主催で、幼児から高校生を対象とした環境活動を自主的に行うクラブで、クラブメンバーと全国事務局との間に立ち、登録受付、ニュースレターなどの配布、認定証交付等を行っています。クラブ参加の呼びかけや各クラブが地域に根ざした活動ができるように支援します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
8月・10月・12月の3回実施 のべ16名参加 8月:星空観察 10月:親子で楽しくパフェ作り 12月:『会津シンフォニックアンサンブル』音楽鑑賞会	様々な体験活動を行いながら、親子のふれあい及び参加者同士の交流ができた。 地域出身者の方からの指導時に、当時の学校生活状況を聞いた事は保護者からも好評であった。	子どもはもとより、保護者にも積極的に参加いただけるよう工夫を加えながら事業を進めていく。 しかし、学校休業日に対象児童・生徒が自力で公民館まで来るのが困難であり、事業継続について考えていく。
6月から11月まで6回実施 受講生23名(延べ100名) ニュースポーツ(フラボール)、移動学習(南ヶ丘牧場)、夏祭り(屋台、花火)、ものづくり体験教室(光る泥団子作り)、世代間交流(北会津ふれあい運動会)、eスポーツ	毎年、活動内容を変えることで、多くの申込みがあり、学区を越えた交流・学習ができた。また、新たに中学生ボランティアを募集し、地域活動への参加と異年齢間交流の機会を創出した。	受講生の意見、要望も参考にしながら、毎年参加する児童も楽しめるよう、活動内容をより充実させ、継続していく。
7月に1回実施 参加者 親子1組(2名) 幼児用プールで水遊び	水遊びを通して親子のふれあいの時間を創出できた。 2回の開催を計画していたが、参加申込みがなかったため、1回の開催となり、参加者同士の交流を深めるまでには至らなかった。	より多くの親子が参加できるよう、広報に努め、内容を工夫しながら継続する。
7月から8月まで5回実施 延べ188名参加 ・科学実験教室 ・ボッチャ体験 ・紋切体験 ・防災教室 ・中国のおやつ作り	地域住民の協力を得ながら、体験を楽しむ交流を図ることができた。指導員の他に中学生ボランティアが参加し、子どもたちにも好評だった。	夏季休業期間に、他学年や地域の方と交流をしながら貴重な体験ができる本事業について、今後も継続する。中学生ボランティアについても募集を継続する。
年間を通して地域住民ボランティアの参加を得て、学校活動を支援した。 ボランティア延べ501名が参加 ・授業支援(だんごさし・昔遊び・校外学習 引卒・家庭・図工教科補助) ・図書室ボランティア・読み聞かせ ・通学バス待ち児童の見守り ・学習支援(算数科他)	地域住民の協力により充実した学校支援活動を実施することができた。	より多くの地域住民に係わっていただき子どもの成長を支え、事業の充実を図る。
夏休み期間中の市内小学校4～6年生の児童と保護者を対象に、「夏休みエコセミナー」を開催した。 開催日:8月1日(火) 参加人数:14名 内容:地球環境と省エネ、あかりのエコ	参加者数が停滞傾向にあり、実施方法や開催内容について検討が必要である。また、ゼロカーボンシティ会津若松宣言を踏まえた実施内容とする必要がある。	これまでの実績を考慮しつつ、ゼロカーボンシティ会津若松宣言の趣旨に沿うような実施内容、子どもたちにより環境に興味をもってもらえるような実施方法について検討し実施していく。
クラブと全国事務局との間に立ち、市内のこどもクラブ等へのクラブ登録の呼びかけなどを実施した。 ・クラブ登録(R5.3月末現在) 累計クラブ数:1 累計メンバー数:23 累計サポーター数:17	こどもエコクラブの活動を通じて、身近な環境を考えるきっかけとなっている。	今後も継続して各クラブ活動の支援を行う。また、新規クラブ登録の呼びかけを積極的に行う。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
17	継続	夏休み親子くらしの教室	環境生活課	消費者を取り巻く環境がますます変化していく中で、望ましい消費生活を営むため、自主性を持った賢い消費者として行動できるよう、心身の成長過程にある児童及び保護者を対象に、消費生活に関する講座を実施します。
18	継続	デジタル未来アート事業	企画調整課 スマートシティ推進室	デジタルテクノロジーを活用した体験型イベント「デジタル未来アート展」を開催し、子どもたちの「遊び場」及び「学び場」を創出します。
No.	主な施策	(3)	国際交流活動の推進	
1	継続	国際交流推進事業	企画調整課	野口英世博士と諸外国との深いつながりを縁に、グローバルな視点を持った人材育成のためのプログラム(グローバル人材育成事業)を継続して実施していきます。
2	継続	友好都市交流事業	企画調整課	友好都市を締結している荊州市と書画の交換やホームステイによる交流を行い、友好交流の促進を図ります。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
市内小学校4～6年生の児童とその保護者を対象に、例年夏休み期間中に実施している。 令和5年度は2回開催した。 ①テーマ「エシカル消費ってなあに？～エシカルな商品を探そう！～」 環境等に良い商品に表示された認証ラベルを探しながらエシカル消費について学んだ。 開催日:7月28日 参加人数:8名 ②テーマ「お金やSDGsについて学ぼう！」 新紙幣のヒミツやゲームをしながらお金の使い方について学んだ。 開催日:8月7日 参加人数:8名	親子で考え、体験しながら学習する機会の提供ができたことから、消費生活を考えるきっかけとなった。	より多くの子供たちに参加してもらえよう、参加者が楽しく学べるような魅力的なテーマを設定し、継続していく。
令和6年3月16日(土)～24日(日)に、生涯学習総合センターにおいて、「デジタル未来アート展」を開催し、4,858名が来場。	小学生以下の来場者アンケートにおいて、約92%が展示作品の仕組みを知りたいと回答し、約85%がプログラミングを勉強したいと回答するなど、子育て支援やICT教育支援の一環として、デジタルコンテンツに気軽に触れることが可能な「遊び場」及び「学び場」を創出することができた。	イベントの開催を継続し、子どもたちがプログラミングをはじめとしたデジタル技術などについて楽しみながら学べる場を提供し、将来のスマートシティ推進を担うICT人材を育成していく。
7月から8月にかけて、英会話講座(全3回)、ワークショップ(全4回)、福島県内で1泊2日のサマーキャンプ(体験型英語学習施設、JICA関連施設、国際協力関連施設への訪問)、成果報告会を実施した。参加人数:26名	2014年の事業開始以降、サマーキャンプは東京都内で実施してきたが、令和5年度は、新たな試みとして福島県内の施設(British Hills、JICA二本松)を訪問した。参加人数も令和4年度は9名だったが、令和5年度は26名と、大幅に増えた。	グローバルな視点を持った人材育成のためのプログラムを継続して実施していく。
【青少年書画交換交流事業】 友好都市を締結している荊州市へ書画の送付を行った。 ○書画作品数 ・荊州市:59点 ・会津若松市:40点 ○作品展示会 令和6年3月13日(水)～3月20日(水)	これまで行ってきた両市市民の相互理解を深めるための交流を途切れさせることなく、書画交換交流に取り組んだ。	両市の文化等について理解を深める契機とするため、青少年書画交換交流事業を継続する。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策		2	子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	
No.	主な施策	(1)	学校の教育環境の整備	
1	継続	学校運営協議会	学校教育課	学校運営協議会を通して、学校と保護者、地域住民が連携・協働して学校運営に取り組み、地域とともにある学校づくりを推進します。
2	継続	学校評議員	学校教育課	学校運営に関し地域住民等から意見を聴取しています。今後は、学校運営協議会への移行を踏まえながら、本制度に取り組んでいきます。
3	継続	学校評価	学校教育課	学校教育の向上を図るため、教育活動の状況について評価を行います。自己評価は全教職員・保護者・園児児童生徒が、学校関係者評価は学校が行い、評価結果を公表しており、地域と家庭、学校が連携しながら教育力を高めるよう努めます。
4	継続	教職員人事評価制度	学校教育課	小・中学校・義務教育学校において、全職員が経験年数等に応じた自己目標を設定し、管理職との面談を行いながら目標達成のための取組を行います。
5	継続	地域学校協働本部事業(再掲)	生涯学習総合センター／各地区公民館	基本施策1(2)に記載
6	継続	会津図書館による学校支援	生涯学習総合センター	小中学校(義務教育学校を含む)の教育環境の整備に向け、学校教育課と連携し、学校図書館の訪問支援や、「学校支援図書セット」等の貸出を継続して実施します。
No.	主な施策	(2)	保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進	
1	継続	保幼小連携事業	こども保育課／学校教育課	就学前施設から小学校へのスムーズな情報提供体制の確立や、「小1プロブレム」解消へ向けて、教育・保育施設同士及び教育・保育施設と小学校との連携促進に取り組みます。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
市内全小中学校において、中学校区を中心に13の学校運営協議会を設置した。	各運営協議会において、学校運営に関する課題について協議し、特色ある学校づくりを推進した。	学校運営や教育活動に家庭・地域の意向が一層反映され、地域総ぐるみによる凜としたあいづこの育成を推進していく。
市内全小中学校において、中学校区を中心に13の学校運営協議会を設置したため、実績なし。	本事業のあり方を検討しながら、学校運営協議会において、地域住民等からの意見を聴取した。	学校運営協議会への移行を見据えて、制度の今後のあり方を検討していく。
自己評価は全教職員・保護者・園児児童生徒で行った。学校関係者評価は学校評議員等によって行い、評価結果を公表した。	全小・中学校・義務教育学校で共通の評価項目を設けることによって各学校の教育活動の実態を統一した評価項目で点検・評価することができた。	地域や保護者も評価に加わっていたことにより、学校の説明責任を果たすとともに、学校運営の参画者の一人として意識を高めていただくことにもつながっている。 今後も地域と家庭、学校が連携しながらそれぞれの教育力を高める意味で継続が必要である。
市内全小・中学校・義務教育学校において、全職員がそれぞれの経験年数等に応じた自己目標を設定し管理職との面談を行いながら達成のための取組を行った。 また、校長・教頭も教育長等による面談・評価を行った。	自己目標の設定や面談を通して自己研さんに励むとともに、資質向上や意欲化、組織の活性化につながった。	引き続き、個々の実態に応じた適切な自己目標の設定や評価を進めながら、職務遂行能力及び組織の教育力の向上につなげていく。
—	—	—
会津図書館奉仕員が学校図書館を訪問し、図書館整備に関する技術的な助言や整備支援を行った。(小学校・義務教育前期10校・中学校・義務教育後期5校／のべ40回) また、学校図書館支援員と会津図書館奉仕員が定期的に連絡会を開催し、情報共有及び意見交換を行った。(計4回) この他、「学校支援図書セット」の内容の一部見直しを行い、小学校へ貸出を行った(のべ8回)。	会津図書館奉仕員の専門的な見地からの助言や整備支援により、各学校の図書館整備がさらに推進された。 連絡会については、学校図書館の直接的な整備を担う学校図書館支援員と公共図書館間との貴重な情報共有及び意見交換の場となっている。 また、「学校支援図書セット」の貸出により、調べものや授業の質の向上につながった。	学校教育課と会津図書館の連携により、学校図書館のさらなる整備に取り組んでいく。
「小1プロブレム」等の課題の解消に向け、幼稚園・認定こども園へ指導主事が訪問し、施設、教育活動、幼小連携、就学について、指導・助言を行った(13園)。 認定こども園等における公開保育の実施により、就学前施設の活動状況の周知に努めた。	幼児教育振興協会等と連携し、幼稚園・認定こども園の訪問を実施した。就学に伴う引継ぎについて、小学校、幼稚園等に依頼文を発送した。 公開保育への小学校関係者の参加や、これらを通じた意見交換をすることで、相互理解の一助となった。	引き続き、行政、教育・保育施設、小学校が児童の育ちのために連携し、取り組んでいく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策		3	子どもの安全の確保	
No.	主な施策	(1)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
1	継続	青少年問題協議会	教育総務課あいつっこ育成推進室	青少年の健全育成などに関する総合的施策の適切な実施を期するため、関係団体及び行政機関等による審議・情報交換を行うことにより、相互の連携を密にしていきます。
2	継続	少年センター事業	教育総務課あいつっこ育成推進室	少年センター補導員による街頭補導活動等を実施します。 平成30年度の延べ活動補導員数は1,609人であり、愛のひと声による指導を行っています。公用車による郊外巡回「あいつっこ青色パトロール」の実施体制強化など、街頭補導活動の充実を図ります。
3	継続	児童生徒安全対策事業	学校教育課	児童に防犯用ホイッスルを支給し、事故や不審者への対策を行うとともに、児童生徒の安全確保のため、緊急事態発生時における連絡体制の整備を図ります。 加えて、関係団体と連携し公用車等に「ひなんのくるま」等のステッカーを貼り、不審者への注意喚起と、地域の児童等の安全確保を図るなど、本事業に対する児童自身の理解が深まるよう周知を図ります。
4	継続	暴力追放事業	危機管理課	市内小・中学校において、児童及び生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な被害を受けないようにするための教育を行うよう各学校に依頼します。
No.	主な施策	(2)	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
1	継続	交通教育専門員事業	危機管理課	児童生徒の交通安全を確保するため、通学路において交通安全指導を行います。また、教育・保育施設等において講師として交通安全教育を推進します。 自転車の交通ルール違反や運転マナーの悪さが目立つことから、自転車運転時のヘルメット着用など交通安全の普及に努めます。
2	継続	学校安全ボランティア活動支援事業	学校教育課	子どもの通学の安全確保のために協力している、地域の学校安全ボランティアに対して、活動のための消耗品等の支援を行います。
3	継続	通学路安全推進事業	学校教育課	通学路の安全を確保するため、「会津若松市通学路交通安全/プログラム・防犯プログラム」に基づき、合同点検を実施するなど、関係機関が連携して通学路の安全確保に努めます。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
関係団体及び行政機関等へ本市の青少年事業の実施状況や新年度の計画にかかる情報提供を行った。(令和5年2月実施)	青少年健全育成に関する本市の施策全般にわたる、貴重な意見交換の場となっている。	青少年の健全育成のための施策に関して、関係団体及び行政機関等との相互の連携を密にしていく。
少年センター補導員による街頭補導活動等を実施。 実施回数:のべ389回 総補導員数:1,651人	少年センター補導員による街頭補導活動が活発に実施されるとともに、公用車による「あいづっこ青色パトロール」では、郊外型大型店や自転盗難の多い駐輪場等を巡回することで、見せる補導しての役割を担い、子どもの見守りや犯罪抑止の一助となっている。 また、市の情報配信メール「あいべあ」による、不審者情報等の速やかな情報配信を実施した。 さらに補導員向けの各種研修会を開催し、補導員の意識と資質の向上にも取り組んだ。	状況に応じた柔軟な巡回コースの設定を行いながら、より精度の高い効果的な補導を実施するとともに、犯罪発生が多い地域・時間帯に合わせた「あいづっこ青色パトロール」の実施や「あいべあ」での補導員への情報提供、研修会の開催により補導活動の充実を図り、犯罪・非行を未然に防ぐ抑止力としての取組を継続していく。
会津若松環境管理協業組合に「ひなんのくるま」として市を巡回してもらい、不審者への抑止効果をねらうとともに、全小中学校に向けてPR活動を行い、地域における児童の安全確保を図った。	現在、会津若松環境管理協業組合による「ひなんのくるま」の協力があり、さらに他の関係団体への安全対策普及拡大を検討しながら進めてきた。	児童自身が「ひなんのくるま」についての理解が深めながら、自らの安全・安心を確保するため、夏季休業前などの適切な時期をとらえて、「ひなんのくるま」の周知活動を図っていく。
市立小中学校全校に暴力団排除に係る教育の実施を依頼し、実施状況の報告を受けた。	多くの学校で暴力団及び暴力団排除に係る教育が実施されており、児童生徒も暴力団員等に利用されることのないような意識が高まった。	引き続き、各学校に、暴力団及び暴力団排除に係る教育の実施を依頼し、児童生徒が暴力団がかかわる被害に遭わないよう意識の普及に努めていく。
通学路における、朝の立しよう活動を通して、児童生徒の安全を確保している。 また、各季の交通安全運動時には、積極的に啓発活動を実施するとともに、交通安全教室に講師として出向き、交通安全思想の高揚・普及に努めた。	交通事故の発生件数は年々減少しているが、自転車の交通ルール違反や運転マナーの悪さが目立つ。 また、自転車運転時のヘルメット着用が、まだまだ定着していない。	朝の立しよう活動における安全確保を引き続き継続するとともに、交通安全教室を通して、自転車運転時のヘルメット着用の重要性を認識させ、ヘルメット着用の定着を図る。
子どもたちの通学の安全確保のために協力している地域の学校安全ボランティアに対して、活動のための消耗品等の支援を行った。	地域ボランティアの方々の協力により、児童生徒の安全確保が図られた。	引き続き、地域ボランティアへの支援を継続し、児童生徒の安全確保のための協力体制を構築していく。
各校からの点検要望を受け、通学路交通安全推進会議作業部会の道路管理関係者等により、57箇所の点検を実施した。	点検箇所について、具体的な対応策が講じられ、児童生徒の通学路の安全対策が図られた。	引き続き、関係機関や学校、地域との連携を強化しながら、児童生徒が安心して登下校できる通学路の確保を図っていく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策		4	子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実	
No.	主な施策	(1)	子どもの悩みに対する相談の充実	
1	継続	スクールカウンセラー等活用事業	学校教育課	いじめや不登校など児童生徒の問題行動に適切に対応できるようにするために、専門的な知識や経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の問題解決を図ります。
2	継続	適応指導・教育相談事業	学校教育課	不登校、いじめ、非行等の問題を解決するために、学校配置のスクールカウンセラー等と連携しながら、適応指導教室や家庭訪問等を通して、相談事業及び不登校児童生徒の学校復帰を図ります。 加えて、スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、児童生徒の置かれた様々な環境(家庭・学校・地域等)に働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用する等、体制の充実を図ります。
基本施策		5	次代の親の育成	
No.	主な施策	(1)	幼児と触れ合う機会の提供	
1	継続	乳幼児とふれあう機会の提供	こども保育課	市内外の中学校や高校、会津大学短期大学部などからの職場体験・インターンシップの依頼を受け、乳幼児とのふれあいの中で命の大切さ等を体感できるよう配慮した取組を行います。 また、子育て中の親との交流を行い、自分の成長した過程を振り返り、生命の尊さについて考えることができるよう取り組みます。
No.	主な施策	(2)	思春期における健康教育の推進	
1	継続	性教育の充実	学校教育課	小中学校において、性教育に関する全体計画・年間計画を作成し、これに基づき9年間を通して、関係教科、道徳、特別活動等において性教育を実施します。
2	継続	薬物乱用防止教室の充実	学校教育課	発達段階に応じた薬物乱用防止教育を実施します。特に、中学校においては、外部講師等を活用した年1回以上の薬物乱用防止教室を実施します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
スクールカウンセラーと心の教育相談員による相談件数は、約3,800件であった。	県派遣と合わせて全校に配置されることにより、問題行動の早期発見、きめ細かなケアが可能となり継続的に相談・支援を図ることができた。相談内容も、不登校、学校不適応、人間関係、家族関係などが多く、多岐にわたる児童生徒の悩みに幅広くかかわることができた。	今後も継続的な支援を行うとともに、コンサルテーションの機能を生かし、問題行動等の未然防止に繋がるより積極的なカウンセリングを進めていく。また、保護者にも活用してもらえるよう啓発を図っていく。
適応指導教室を年間100回実施した。教育相談員による相談件数は約1,700件であった。また、SSWの活用が増え約1,400件以上となった。	適応指導教室において、ひとり一人の状況に応じた支援により、学校へ復帰するなど、将来の自立に向けた活動に繋げることができた。また、SSWの関わりにより、復帰傾向を示す不登校の児童生徒が見られるようになった。	適応指導教室において、新たにサテライト教室「ふれあいルーム」を設置し、幅広く不登校児童生徒の学校復帰とともに、学習機会の確保を目指す。また、SSWの活用の啓蒙を図り、関係部署との連携を深めながら継続的な支援を図っていく。
中・高生、短大・大学生のインターンシップの受入れを行い、乳幼児とのふれあいの中で育児に関心を抱いたり命の大切さ・尊さを体感できることに配慮した取組を行った。	体験した学生からの感想は、これからの自分の進路や将来につなげていきたいとの概ね好評なものであった。	核家族化、地域の子育て力の低下に加え母親の育児の抱え込みが懸念される現状があることに鑑み、若い世代の育児への関心や感性を培い育む取組は重要度を増すと思われるため、今後も積極的に取り組んでいく。
各小中学校が、性教育に関する全体計画・年間計画に基づき、関係教科、道徳、特別活動等において実施した。	各学校が計画的・継続的に実践していることにより、性に関する正しい知識を身につける機会となっている。	各学校が実践を基に、教育課程において、関係教科や授業の改善を進め、性教育の一層の充実を図る。機会をとりえて、学びを実生活につなげ理解を深める。
各学校では、自校の実態等に応じた薬物乱用防止教育を実施した。特に、中学校においては、外部講師等を活用した年1回以上の薬物乱用防止教室を実施した。	各学校では、自校の実態を踏まえた薬物乱用防止教育の充実を図っている。	引き続き、薬物乱用防止教育の充実を図る。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策 1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進				
No.	主な施策	(1)	妊産婦の健康づくりの推進	
1	継続	産後ケア事業	健康増進課	心身ともに不安定になりやすい出産後の一定の期間、家族などの協力が得られにくい産後の母子に対し、病院・診療所・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子どもを生育することができる支援体制を確保します。
2	継続	子育て世代包括支援センター事業	健康増進課	健康増進課・こども家庭課・こども保育課の3課で、妊娠・出産・子育ての相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠初期から子育て期間を通じ、心配なことや悩みなどをお伺いし、必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などと連携し、切れ目のない支援を行います。
3	継続	安心・安全な妊娠、出産への支援	健康増進課	母子健康手帳の交付を行うとともに、妊婦自身が妊娠中の健康管理ができ、安心・安全に出産が迎えられるよう情報提供を行います。 また、医療機関等との連携を図りながら、訪問指導等による支援を行います。
No.	主な施策	(2)	妊婦、乳幼児健康診査の充実	
1	継続	妊産婦健康診査助成	健康増進課	妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診15回、産後2週間健診1回、産後1か月健診1回の公費負担(助成)を行い、妊娠中の健康管理や経済的負担軽減を図ります。 また、平成30年度より「エジンバラ産後うつ病質問票」を産後1か月健康診査に追加、令和3年度より妊娠20週前後検診に超音波検査を追加、またエジンバラ産後2週間健康診査を追加し、医療機関との連携を図りながら、支援を行います。
2	継続	乳幼児健康診査事業	健康増進課	定期的な健康診査により乳幼児の障がいや疾病を早期に発見し、適切な療育や治療につなげるとともに、保護者自身が子どもの成長発達を理解し、基本的な生活習慣を確立できるよう支援します。 また、保護者の育児の悩みや不安が軽減できるよう支援を行います。
3	継続	新生児聴覚検査	健康増進課	新生児聴覚検査を実施し、先天性聴覚障がいを早期に発見し、できる限り早い段階で適切な療育等が受けられるよう支援を行います。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
○実績 ・日帰りケア:10件 ・宿泊ケア:10件 ・延べ利用日数:34日 ○事業委託先 会津中央病院、福島県助産師会 (県内の助産所・助産院を利用施設としている)	令和元年度より、電話申請を可能とし、利用しやすい体制となっている。利用施設から継続支援を要する産婦・母子について情報提供を受け、市は継続した支援を行っている。	省令で定められる利用時の年齢や目的に基づきながら、利用施設との連携等により、産後の心身の負担軽減への支援や育児サポートを行い、安心して子育てできるよう支援していく。
情報の一元化や支援検討会、モニタリング、支援および事業の評価等を行っている。	妊娠届や出生届を行った妊婦・子育て世帯に対して、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施する出産・子育て応援事業を実施している。 支援の拡充を図り、専門職によるきめ細かな相談支援を行っている。	令和6年度に母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うことも家庭センターを設置し(子育て世代包括支援センターの機能は維持し名称は廃止)、関係機関と連携を深め、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っていく。
○実績 ・母子健康手帳の交付 ・妊娠届出数:572件 ・保健指導数:572件 ・母子健康手帳交付時等の支援妊婦数:124件 ・父子健康手帳の配布:240件 ・妊婦連絡票対象者:50件 ・ハイリスク妊婦連絡票対象者:46件 ・ハイリスク産婦連絡票対象者:86件 ・妊産婦訪問延べ件数:367件	出産・子育て応援事業の開始により、妊娠届出時に面談での保健指導や、妊娠後期のアンケートによる相談や支援の拡充と経済的支援を一体的に行う体制となっている。第一子を妊娠された方へ父子健康手帳の配布を開始し父親への育児参加意識の啓発を図っている。 また、妊産婦健診実施医療機関と連絡票を活用して連携しながら、より多くの支援対象者を把握し、支援している。	妊娠・出産期間において、最も精神的・身体的に大きな負担となる時期(周産期)に、よりきめ細かなケアを行うため、切れ目のない継続支援とともに、医療機関等と連携を図り、電話や家庭訪問等で支援を行っていく。 令和6年度から、妊娠届の受付窓口を健康増進課に一本化し、妊娠届出時に専門職と面談ができ、その後、出産応援給付金も同時に申請できるよう利便性を図る。 令和6年度から父子健康手帳は希望者に配布する。
○実績 ・受診者総数: 7,838名 ・前期健診(12週前後)受診者:567名 ・後期健診(30週前後)受診者数:546名	平成30年度より「エジンバラ産後うつ病質問票」を産後1か月健康診査に追加。また、令和3年度より、妊娠20週前後健康診査に超音波検査を追加するとともに、新たに産後2週間健康診査(エジンバラ産後うつ病質問票など)を実施。多胎妊婦や低所得世帯に対してそれぞれに助成金に上限を設け助成を行う。妊娠中の経済的負担の軽減、出産後の健康づくり支援も引き続き図られている。	妊産婦健康診査の助成を行う検査項目等については、国・県・他市の動向を踏まえながら検討し、実施していく。
○4か月児健康診査 回数:30回 受診率:97.7% ○1歳6か月児健康診査 回数:28回 受診率:97.4% ○3歳6か月児健康診査 回数:28回 受診率:98.5% ○先天性股関節脱臼等検診 受診率:97.0% ○9～10か月児健康診査 受診率:98.6%	発達障がい早期発見のための健診票の改正及び健診内容の充実を図るとともに、乳幼児期からの生活習慣病予防も見据え、「子どもノート」を活用し保健指導を行っている。 3歳6か月児健診では、弱視の早期発見を目的に眼科屈折検査を実施している。 成長発達に関する保護者の悩みや不安に対し、訪問や電話相談および健診事後相談会にて、関係機関と連携しながら支援を行っている。	子どものからだづくりとして、基本的な生活習慣を身につけるとともに、子どもが健全に成長していけるよう健診内容の充実に取り組む。 発達障がい早期発見・早期療育につなげることができるよう、M-CHATの導入等健診票の改定による事業の検証を引き続き行う。 今後も健診事後支援において、関係機関と連携しながら子どもの成長を支援していくよう取り組む。
○新生児聴覚検査 初回検査:553人(95.5%) 要再検査:19人(3.6%) 再検査後の状況 ・パス:18人 ・両側側性難聴:1人	先天性聴覚障がいの早期発見・早期療育等につなげている。	聴覚障がいの程度に応じた早期治療及び早期療育に繋がるよう関係機関と連携しながら、保護者を支援する。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(3)	子どもの健康づくりの推進	
1	継続	乳幼児健康相談・教室	健康増進課	乳幼児の健康相談や教室を実施し、乳幼児の健康に関する適切な情報の提供及び相談等を行い、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児が基本的な生活習慣を身につけ、健康なからだをつくることのできるよう支援を行います。
2	継続	子育て世代包括支援センター事業(再掲)	健康増進課	基本施策1(1)に記載
3	継続	乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報の提供を行います。また、支援を必要とする家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつけられるよう支援を行います。
4	継続	5歳児発達相談事業	健康増進課	5歳児(年中児)の保護者に対して、発達に関する質問票を送付し、その回答をもとに、保健師の助言や発達相談会の勧奨、保育所等関係機関の連携など、就学前に適切な支援を行います。
No.	主な施策	(4)	救急医療体制の充実	
1	継続	救急医療体制(小児)	健康増進課	夜間急病センターは、年中無休で19時から23時まで内科・小児科系の診療を行っています。 日曜・祝日の昼間は、3科(内科系、外科系、歯科)の休日当番医制により診療体制を確保します。 市政だよりやメール配信サービス等で情報を提供しています。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
○7か月児離乳食教室 回数:24回(離乳食教室) 参加人数445人 参加率:65.4% ○健診事後相談(わんぱく相談) 実施回数:36回 実人数:177人 延べ人数:189人	離乳食教室については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、小集団形式で実施した。 また、健診事後相談に関しては、医師の他、公認心理師や言語聴覚士等の専門職と連携し相談を行い、早期支援につなげている。	子どもの月齢に応じたからだづくりのために必要な情報や、個別に応じた情報の提供を行うとともに、支援を切れ目なく受けられるよう、今後も継続して関係機関と連携を図っていく。
—	—	—
○家庭訪問数:589件 ○実施率:99.2% ○要支援者数:130件	出産・子育て応援事業の開始に伴い、今まで連絡が取れない、希望されない方の把握や支援ができるようになり、実施率は99.2%と高く、子育てに関する情報提供と保護者の不安や悩みの傾聴、養育環境の把握の機会となっている。 また、要支援となった場合には、継続的な支援を行い、適切なサービスが受けられるように支援している。	保健師や助産師が対応する家庭(ハイリスク家庭)が増加傾向にある。この家庭は地域の中で孤立するリスクが高い家庭であると推測されることから、保健師・助産師が継続して支援しながらも、地域子育て支援センターとのつながりが得られるよう、市と子育て支援センターの連携を強化していく。
○質問票回収率:87.6% ○要観察児:271人 ○発達相談会利用者:25人	3歳6か月児健診以降に本事業を実施することにより、保護者の就学に向けての育児不安の軽減に寄与することができた。 また、発達相談会を利用した中から医療機関につながったケースもある。 未返信者に対し、勧奨通知を行い、回収率の向上を図るとともに、未返信者の状況把握を行い、支援につなげている。	就学前に適正な支援につなげることができるよう、就学前施設や教育部門と連携を強化していく。
○夜間急病センター受診者数:3,042人 (内訳:内科系1,294人、小児科1,748人) ○休日当番医受診者数:7,517人 (内訳:内科系3,748人、外科3,182人、歯科587人)	夜間急病センターにおいては、平成28年度より、年末年始やインフルエンザ等感染症流行期などの混雑時の対応として、近隣に駐車場を確保し、利用者サービスの向上に努めている。	会津若松医師会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、利用者のニーズに的確に対応できるように、継続して事業を展開していく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(5)	食育の推進	
1	継続	各年齢に応じた食育の推進	こども保育課 学校教育課/学校保健給食室	食で育む「こころ」も「からだ」もたくましく生きるあいづっこを目指して、各年齢に応じた食育の取組を推進します。また、子どもが通う教育・保育施設等や各学校における食育の取組も推進します。
2	継続	食育推進事業	健康増進課	子ども・子育て世代が必要とする食に関する情報を提供します。また、第2次会津若松市食育計画に基づき、子ども・子育て世代に向けた食育を推進します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
市食育計画や、施設ごとの食育計画に基づき、日々の保育の中での取組むほか、保護者への啓発や地域と連携した取組等を実施し、食の大切さを推進した。	施設内での取組だけでなく、家庭での取組を推進するため、保護者の理解を深め、子どもの食育の取組を継続する必要がある。	命・健康の源は食であるとの認識から、今後も系統的な取組を行っていく。また、保護者の食への関心を高め、子どもへの年齢に応じた食育指導を行っていく。
「食育全体計画」等をもとに、全ての教育活動に渡って系統的・計画的な食育の推進を図るとともに、生きた教材である学校給食を活用し、戊辰戦争時の籠城食等の学習テーマに関連した献立の提供を行った。 また、あいづっこWeb、Instagram 会津若松市学校給食「今日の献立」の発信や、地元産食材の紹介等を行った。 併せて、食物アレルギー対応食の提供や、過体重児等への栄養の指導等を行った。	各校の養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員による授業が数多く実践されている。	本市の健康課題の一つである、肥満化傾向や塩分の摂取過多等栄養の偏りの解消に向け、健康増進課と連携を図り、食育の一層の充実を図る。
○やってみよう！食育実践ガイドを作成し、会津若松市立中学校2年生、親子を対象とした講座で配布。 ○食育ネットワークと協働したシンポジウムを実施：1回・40名参加 ○食育ネットワークと合同で、小・中学生を対象とした「親子のこづゆ作り体験教室」を実施：2回、71名参加 ○廃棄物対策課と合同で、小学生親子を対象とした「エシカル料理教室」により、SDGsの観点からの食育事業を開催：1回、16名参加 ○食生活改善推進員の養成・育成研修（合計11回・70名） ※食生活改善推進員：「子どもの健康・食生活」に関する活動実績（63回・のべ320名）	令和5年7月に「やってみよう！食育実践ガイド」を作成した。また、子ども・子育て世代に向けた食育事業を、市民協働（主に食育ネットワーク・食生活改善推進員）と一緒に推進している。	今後も第2次会津若松市食育計画に基づき、子ども・子育て世代に向けた食育を推進する。 食育ネットワークとともに、食に関する地域課題に取り組むとともに、一層の食育推進を図る。食生活改善推進員については、若い世代の会員を増加させるために、広報活動等を通じた取組を進める。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策		2	子育て家庭への各種サービスの充実	
No.	主な施策	(1)	子育て家庭へのわかりやすい情報の提供	
1	継続	子育て支援等の情報提供	こども保育課	子育てに関わるさまざまな情報を集約し、ホームページ等を活用しながら、幅広い子育てに関する情報を発信します。 また、市内各子育て支援センターの担当者向け研修等を実施し、サービスの充実に取り組みます。
No.	主な施策	(2)	子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上	
1	継続	家庭児童相談室運営事業	こども家庭課	家庭や教育・保育施設、学校等から、家庭や児童の養育、児童虐待等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置。家庭相談員2名を配置し、相談・助言・指導を行います。
2	継続	生涯学習出前講座の充実	生涯学習総合センター	市民の団体等が主催する学習会等に、市職員等が講師となるなど、子育て家庭の教育力の向上を図ります。 ホームページや広報紙での周知や窓口での資料配布、センターの利用団体や来館者へのPRなど、出前講座制度の周知に努めます。
3	継続	子育て中の親を育成する講演会の開催	こども家庭課	子育て家庭等を対象に、専門家や子育て経験者による「子育て講演会」を定期的に開催します。講演会を通して子育て家庭の育児不安を和らげ、児童虐待の未然防止等を図ります。
No.	主な施策	(3)	子育てをする親への支援	
1	継続	地域子育て支援センターの充実	こども保育課	子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所、認定こども園などで、地域の中の拠点として子育て支援を行います。 特に地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育士等による育児・健康相談や各種講座等を実施し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を図ります。
2	継続	子ども読書活動推進事業	生涯学習総合センター	乳幼児健診時のブックリスト配布や、会津図書館での「おはなし会」などを通して、絵本を介した親子のふれあいや子育ての楽しさを知る取組を継続して実施します。
3	継続	家庭教育講座	生涯学習総合センター	就学時健康診断の保護者の待機時間を活用し、子どものしつけ等に関する講座を実施し、家庭教育の充実を図ります。
4	継続	子育て応援講座(PTA研修会)	生涯学習総合センター	生涯学習の視点に立ち、地域の教育力を高めるためのPTA活動や子どもたちの健全な成長について学習します。また、研修を通して家庭教育の充実に資するとともに、各PTA間の交流を図り、新しいネットワーク作りを進めます。
5	継続	ブックスタート事業	こども家庭課／健康増進課／会津図書館	4か月児健康診査において、乳児及びその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡し、子育てにおける子どもと保護者のふれあいの機会を創出し、潜在的な虐待リスクの軽減に寄与します。また、子どもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援するとともに安心して子育てができる環境づくりに寄与します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
子育て支援のチラシを作成し、庁内の窓口への設置や市ホームページへの掲載を行い、転入者をはじめ市民へ情報提供を行った。 また、専門職員を担当課内へ設置し、市民からの相談にも対応した。	子育て支援に関する問い合わせは多様化しており、ニーズにあった対応が必要である。	庁内で実施している子育て支援に関する情報を集約し、わかりやすい情報提供に努めていく。
家庭や児童の養育等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置。家庭相談員2名を配置し、家庭や教育・保育施設、学校等からの相談に応じ、助言・指導を行っており、児童虐待に関する相談にも応じている。 ○相談件数:663件	相談員の研修参加による専門性の向上と関係機関との連携強化に取り組み、相談者の状況を適切に判断し、相談者のニーズに合った支援につなげるための相談体制を図っている。	児童虐待の未然防止、早期発見の役割も果たしており、複雑化する相談内容に対応するため、家庭相談業務の周知とともに、関係機関との連携強化を図りながら、潜在化する問題の早期発見・支援を行い、今後もさらなる相談体制の充実を図っていく。
「子育て」に関する出前講座の申込0件	子育て世代は、共働きが多くなり、学習機会を設けるのが難しいためか、講座の申込は無かった。	令和5年度の実績はなかったものの、講座は子育て世代の交流・情報提供の場となり、効果的な役割を果たすことから、今後も講座の周知を図っていく。
令和5年8月19日に生涯学習総合センターを会場とし、認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事の高相常子氏を招き、「我が家を世界一幸せな場所にしよう～パパもママも感情的にならない子育て～」をテーマに講演会を開催し、54名が参加した。	講演会を開催し、参加者アンケートからも「わかりやすかった」「子育てのヒントになった」などといった感想が見られ、子育て世代の悩み解消に資することができた。	講演会を通して、子育て家庭の育児不安を和らげ児童虐待の未然防止を図るため、今後も効果的な手法での講演会の開催を検討していく。
地域において子育て家庭の交流等を促進するため、公立2施設、私立25施設、法人1施設の合計28施設で地域子育て支援センター事業を実施した。 育児相談や園庭開放、子育てに関する講習会等を実施し、年間のべ15,019件の利用があった。	地域の子育て支援の拠点として、保育施設等を利用していない保護者や子どもに遊びや交流の場を提供し、子育て家庭の支援に貢献した。	子育て支援センターの充実を図るとともに、子育ての不安などの相談や子育て親子の交流の場の提供を継続していく。
○赤ちゃんおはなし会 毎月第1・3木曜日開催 ・実施回数 22回 ・参加親子数 のべ154組 乳幼児健診時に配布するブックリスト(おすすめ絵本の一覧)を提供した。	乳幼児と保護者へ、読み聞かせや手遊び等を行い、乳幼児期から絵本を子育てに取り入れる大切さを伝えることができた。	月2回の赤ちゃんおはなし会では、読み聞かせで使用した本やおすすめの本を紹介することで、家庭での読み聞かせや図書館の利用を促していく。
○家庭教育講座 市内19校において実施 受講者数819名	就学を迎える子どもの教育に必要な事項を保護者に伝えることができ、保護者及び学校からも好評であった。	学校側の要望も取り入れた講座内容を提供していく。
○PTA研修会 6月～10月まで全12回実施 受講者数延べ169名	座学の講義だけでなく、保護者同士のグループ協議を行うことで、保護者間のコミュニケーション作りにも貢献することができた。	各回ごとのテーマ・内容を見直し、新しい情報を提供していく。
絵本や絵本ガイドの入った「ブックスタート・パック」を4か月児健診受診者に配付した。 配付数:567 ○絵本 ○イラスト・アドバイスブックレット ○コットンバック	関係各課と連携を図りながら、読み聞かせを行うことで、親子で絵本を通したふれあいの機会を創出した。	子どもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成に資することを目的に、関係各課と連携しながら、本事業を実施していく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(4)	多様な教育・保育ニーズへの対応と充実	
1	継続	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供	こども保育課	子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、提供体制の確保・充実に取り組みます。 さらに、保育士等の研修制度の充実により、教育・保育の質の向上に努めます。
2	継続	延長保育	こども保育課	保育所や認定こども園などで、就労形態の多様化や通勤時間など、保護者の就労形態に応じた保育時間の延長の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を行います。
3	継続	一時預かり事業	こども保育課	教育・保育施設などで、冠婚葬祭、保護者の傷病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童の保育を行います。 また、現在、幼稚園等で教育時間終了後に実施している預かり保育も、子育て家庭への支援の一助となっていることから、継続して取り組みます。
4	継続	休日保育	こども保育課	日曜日・休日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応を図るため、日曜・休日において保育を行います。
5	継続	子育て短期支援事業	こども家庭課	保護者が入院や冠婚葬祭などで一時的に児童の養育ができない場合等に、宿泊により一定期間、養育・保護を行います。
6	継続	へき地保育所運営事業	こども保育課	へき地の保育を必要とする児童を集団保育することにより、児童の社会性を育むとともに児童福祉の増進を図ります。
No.	主な施策	(5)	放課後児童健全育成事業の充実	
1	継続	放課後児童健全育成事業(こどもクラブ)	こども保育課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設などを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、研修会を実施し、育成支援の質の向上に努めるとともに、放課後子ども教室との連携等により、事業の充実を図ります。
2	継続	こどもクラブ関係機関の連携	こども保育課	個々に応じた適正かつ健全な育成を図るため、こどもクラブの運営者や学校を始めとした関係者間の連携を強化します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
保育の質の向上を図るため、市主催の乳児保育研修会を開催したほか、教育・保育施設等支援対策事業補助金、幼児教育振興協会研修会補助金及び会津若松市保育士会補助金により職員研修費の補助を行った。	児童数は年々減少しているものの、近年の就労形態の多様化や核家族化の進行などにより、全児童に占める保育を必要とする児童(2・3号)の割合は増加しており、一部の施設においては定員を超過して受入れを行っている。 潜在的待機児童数については、0歳児の待機児童数が前年度から増加した。	令和6年度から新たに2施設が保育所・地域型保育施設から幼保連携型認定こども園へ移行した。今後も引き続き、子どもとその保護者の教育・保育の利用について、選択肢が広げられるよう支援していく。 また、施設型給付費等については、各施設の運営の安定化に資するため、適切に対応していく。
保育所や認定こども園、地域型保育事業所の36施設において、保護者の就労形態に対応した延長保育を実施した。	保護者のニーズに対応しており、利用者は多い。	保護者の就労形態に応じたニーズに対応するために、今後も継続していく。
平日及び土曜日に緊急・一時的に保育を必要とする児童や教育時間終了後に保育を必要とする児童に対し、保育の提供を実施した。 主に非在園児を対象とした一般型・余裕活用型を27施設、在園児を対象とした幼稚園型を18施設で実施した。	緊急・一時的な一時預かりだけでなく、里帰り出産時の利用なども増えている。	保護者のニーズに対応するため、今後も継続していく。
保護者の就労、疾病などにより、日曜日・休日に保育を必要とする児童に対し、保育の提供を実施した。 認可保育所1施設においては非在園児も対象とし、地域型保育事業所3施設において在園児を対象に実施した。	一定の利用があり、保護者のニーズに対応できているものの、在園児以外の休日保育を実施している施設は、1施設のみであり、複数の施設での実施を検討する必要がある。	在園児以外の休日保育の再開及び実施施設の拡大を検討していく。
平成29年7月より母子生活支援施設へ業務委託を開始。施設にて、家庭での養育が一時的に困難となった児童等に対して必要な保護を実施した。 ○のべ利用世帯数:3世帯 ○のべ利用日数:9日	各家庭の実情を踏まえて、施設にて必要な保護を行うことで、児童とその家庭における福祉の向上を図った。	今後も事業の周知を継続しながら、各家庭の実情を踏まえて柔軟な対応を図る。
平成21年度から、湊地区の4つのへき地保育所を統合し、会津若松市社会福祉協議会を指定管理者として「湊しうとり保育園」を運営している。	少子化により、今後の利用者の減少が見込まれるものの、保育需要の高まりに対応することができた。	共働き世帯の増加等により、保育ニーズは非常に高い状況にあるため、今後とも、へき地保育所の運営を継続していく。
利用料として月額4,000円を徴収。減免制度あり。 小学校の余裕教室、公共施設及び民間施設等を活動場所として、23ヶ所(51クラス)で事業を実施。 令和5年5月1日時点で1,902名が登録。 共働きやひとり親家庭の就労を支援するとともに、集団生活を通じて児童の健全な育成を図った。	平成27年度から、こどもクラブの対象年齢を小学校6年生まで拡大し、開所時間も最大で19時までの利用が可能となり、要望の多かった保護者のニーズに応えることができた。 利用希望数が定員を超過し、待機児童が発生した。	将来的な児童数や利用率の推移を慎重に見極めながら、こどもクラブの新設や受入人数の拡大等により待機児童対策に取り組んでいく。 放課後児童支援員に対して県や市主催の研修受講を推奨するなど、育成支援の専門性の向上に努めていく。
緊急連絡網を整備し、クラブ運営の円滑化の一助とした。 また、関係者による連絡会議を定期に開催し、情報を共有するとともに、関係者の連携強化を図った。	こどもクラブ、学校、市の連携を強化するため、ネットワークの構築が図られた。	事業のさらなる進展を図るため、今後も定期に連絡会議を開催し、情報の共有や連携を強化していく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策		3	子育てしやすい生活環境などの整備	
No.	主な施策	(1)	安心して外出できる環境の整備	
1	継続	利用しやすい公共施設の整備	総務課	ユニバーサルデザインの視点で子育て家庭等が安心して利用できる施設や設備、案内板等の整備に取り組みます。
2	継続	安全な交通環境の整備	まちづくり整備課	すべての人が安心して外出できるよう、歩道の拡幅、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。 また、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路の移動等円滑化を推進します。さらに、事故が多発しているエリアについては、歩道整備等を行うことによって歩行者および自転車の安全を確保し、交通事故の削減を目指します。
No.	主な施策	(2)	子育てしやすい居住環境の整備	
1	継続	公営住宅の維持管理	建築住宅課	公営住宅の維持管理を適切に行い、良好な居住環境の確保を図ります。
2	継続	特定優良賃貸住宅供給促進事業	建築住宅課	中堅所得者等の居住の用に供する優良な公的賃貸住宅の供給の促進と募集案内の周知に努め、ファミリー借家世帯等の居住水準の向上を図ります。
No.	主な施策	(3)	子どもの遊び場の整備	
1	継続	公園の維持・管理	まちづくり整備課	子どもが安心して遊べる公園・緑地の整備を進めるとともに、既存の公園・緑地についても、バリアフリー化、遊具等の適切な補修や更新により、安全、安心な公園施設の維持に努めます。
2	継続	屋内遊び場	こども保育課	ホームページ等を活用しながら、屋内で遊べる地域子育て支援センターや民間が運営する屋内遊び場について、情報発信を行います。 また、児童館機能や中高生の居場所等、施設のあり方について、検討していきます。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
市民が手続きする窓口の照明をLED照明に切り替えて環境整備に努めた。	これまで整備した設備、案内板等の劣化状況等の確認を行った。	引き続き、設備、案内板等の点検を実施するとともに、劣化状況等に応じ、必要な改善を図っていく。 また、積極的にユニバーサルデザイン商品の導入に努め、利用者の利便性の向上を図る。
○都市計画道路藤室鍛冶屋敷線 ・事業用地の取得に関する調整 ・事業用地内の埋蔵文化財発掘調査 ○市道幹Ⅰ-22号線(都市計画道路御山徳久線) ・事業用地の取得に関する調査 ○市道幹Ⅱ-5号線 ・道路改良工事の実施 ○市道幹Ⅱ-13号線 ・歩道橋梁の整備着手 ○市道若3-182号線他2路線 ・測量設計の実施	限られた予算内でより効果的な整備を図った。	今後も引き続き未整備区間の早期整備に向け、事業を展開していく。
計画的な既存住宅の修繕に努めるとともに、建具や給排水設備の改修を実施した。	住環境の維持に努めているが、老朽化が進んでいる住宅が増加している。	引き続き既設住宅の修繕及び改修を行い、適切な住環境の維持に努める。
特定公共賃貸住宅として供給を継続した。	募集を行っているが空家が生じている。 また、希望する地区と供給住宅の一致することが少ない。	募集案内の周知に努め、引き続き中堅所得者層ファミリー世帯に向けた供給を図る。
遊戯施設の補修や公園内の除草、枝払いなどを実施し、良好な維持管理に努めた。	日常点検を通し、適切な維持管理に努めているが、多くの公園で老朽化が進んでいる。	引き続き、日常点検を通した適切な維持管理に努め、必要に応じた施設整備を行う。 また、子どもたちの遊びを理解し、見守るなど、地域全体で子育てを支える意識づくりについては、引き続き、行政に限らない多様な主体による活動の機会を模索して行く。
「子育てポータルサイト」や「子育てガイドブック」を活用し、屋内で遊べる地域子育て支援センターや民間が運営する屋内遊び場の情報発信を行うとともに、既存施設の遊具の充実を図った。	屋内遊び場の確保について様々な要望が寄せられており、既存の公共施設の遊具更新等により屋内遊び場の充実を図るほか、活用できる施設のさらなる周知が必要である。	既存施設の遊具等の充実や情報発信を継続するとともに、児童館機能を含む施設の整備について、栄町第二庁舎及び県立病院跡地利活用の取組の中で検討していく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策		4	仕事と生活の両立の支援	
No.	主な施策	(1)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し	
1	継続	公共職業安定所との連携による就業支援の実施	商工課	会津若松公共職業安定所内のマザーズコーナーとの連携により、女性の就業に対して、一層きめ細かな支援に努めます。
2	継続	仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	商工課	国や県、企業などの関係機関と連携し、国の助成制度の周知を図りながら、育児休業制度、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮の促進の啓発に努めます。
3	継続	支援対策に取り組む企業や民間団体の事例情報の収集、提供等	商工課	各種の推進企業認証制度や表彰制度を設けている国や県との連携を図ることで、制度の周知や認証企業・表彰企業の情報を提供するなど、取組企業の周知を図るとともに、未実施の企業に対する取組への啓発に努めます。
4	継続	男女共同参画推進事業者表彰の実施	企画調整課協働・男女参画室／商工課	男女がともに働きやすい職場環境づくりを行っている事業者を表彰しています。さらに、それらの取組を市政だより等により広く周知し、他事業者への普及を図ります。
5	継続	男女共同参画コーナーの設置・整備	生涯学習総合センター／企画調整課協働・男女参画室	会津図書館内に「男女共同参画コーナー」を設置し、関連図書を整備することで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画への理解促進を図ります。
No.	主な施策	(2)	仕事と子育ての両立のための基盤整備	
1	継続	乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）	こども保育課	病気が回復期に至らない・症状の急変が認められない児童で、日中保護者が家庭で保育をすることができない児童を、病院に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かり、保育を行います。 なお、利用にあたっては、子どもが病気などの時に親が仕事を休めるような企業における意識の醸成を図りながら、適切な提供体制の確保に努めます。
2	継続	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供（再掲）	こども保育課	基本施策2(4)に記載
3	継続	放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）（再掲）	こども保育課	基本施策2(5)に記載
4	継続	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭課	子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、サポート会員の拡大や多様なニーズに対応した活動を行うことができるよう支援の充実を図ります。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
子育て女性等の就職支援協議会など 県内関係機関の会議等を通し、行政及び関係団体との情報・課題の共有を図った。	窓口における対象者の相談は少ない状況にあるが、ハローワークとの情報共有に努めていく。	今後も引き続き、ハローワークや関係機関・団体との連携に努め、必要な支援を行っていく。
労働局や県、関係機関と連携して各種制度の啓発を行った。	平成31年4月から順次施行された働き方改革関連法案等に伴い、国・県で設置する相談窓口等の啓発を行った。	今後も情報の周知・広報を図り、働き方改革につながるよう啓発を行っていく。
県においては両立支援等の職場環境づくりに向けて取り組んでいる企業に対し、次世代育成支援企業認証を行っており、市内の企業に対し周知を行った。 ※市内認定企業:40社(令和6年1月末現在)	認証制度のメリットなどについて周知・啓発を継続していく必要がある。	今後も県や関係機関との連携に努め、優良事例やメリットなどについての周知・啓発に努めていく。
事業者292社へ募集案内を送付し、応募のあった下記3事業者を、男女共同参画審議会の審査を経て表彰した。 募集案内送付の際には、前年度受賞者の紹介など、啓発も兼ねて実施した。 ◆株式会社 保志 ◆株式会社 トコム ◆株式会社 アークズ会津 評価された取組は、市政だよりや市ホームページに掲載し、周知を図った。 また、会津大学開学30周年記念事業へも、3社の取組をパネルにして出展し、意識啓発を図った。	今回応募のあった3社は、性別に関係なく働きやすい職場環境づくりへの積極的な取組など、男女共同参画に対する事業者自身の関心の高さがうかがえた。 また、着実に表彰事業者が増え、事業者間で男女がともに働きやすい環境づくりや女性活躍への理解が広がり、企業価値の向上にもつながっていると考えられる。	受賞した事業者のその後の取組などの実態が把握しきれていないことから、引き続きフォローアップの取組を通じて、働きやすい環境づくりの継続や更なる発展が図られるよう支援していく。 また、男女共同参画に関する事業所の実態・意識調査において、ワーク・ライフ・バランスの取組が成功している事業者の具体的な事例が知りたいという要望も多かったことから、受賞した事業者の優良事例を更に市民に広く周知する方法について検討し、他事業者への取組の普及や応募数の増加につなげていきたい。
関連図書の整備(36冊)を行った。 ○購入 32冊 ○寄贈 4冊 6月の男女共同参画週間、3月の国際女性デーに合わせてミニ展示コーナーを設け、新刊を中心とした図書や、関係課のイベント情報等のチラシ・ポスターを掲示した。	新刊を中心にミニ展示等を通して幅広い年代に、興味・関心を喚起する図書をPRすることで、市民の意識啓発の一翼を担った。	今後も関連図書の整備を継続し、6月の「男女共同参画週間」や3月の「国際女性デー」に併せてミニ展示を行い、会津図書館HPやSNS等で周知に努めていく。
保護者が、仕事や傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由から病気の子どもを保育することが出来ない場合に病児保育所において保育を行った。 ・のべ利用者:483名	市民のニーズに対応し、保護者の子育てと就労の両立を支援している。	施設のさらなる利便性向上を図るとともに、保護者のニーズに対応した事業の運営を継続していく。
—	—	—
—	—	—
乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の就業者や主婦等の会員数が増加し、児童の預かりや教育・保育施設までの送迎に加え、病児・病後児の預かりを行うなど子育て家庭のニーズに対応した支援を行った。 また、ひとり親家庭等への利用料助成により、育児負担の軽減を図った。 ○会員数 807名 (内訳) サポート会員数 112名 お願い会員数 675名 両方会員数 20名	お願い会員数は増加しているが、サポート会員数は伸び悩んでいる。 また、サポート会員の高齢化が進んでいるため、新規会員の確保等の体制強化が必要である。	市民ニーズの高まりとともに、サポート活動前のマッチングや会員登録のための事業説明会を、定期的に土・日曜日・祝日に実施している。今後も市民ニーズに合った体制強化を図る。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策		5	子育て家庭への経済的支援	
No.	主な施策	(1)	教育費や養育費などにかかる支援の充実	
1	継続	児童手当	こども家庭課	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるため、児童手当を支給します。
2	継続	子ども医療費助成事業	こども家庭課	子どもの健康の保持・増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して行います。
3	継続	保育料等の減免	こども保育課	保育所、幼稚園、認定こども園等の保育料については、幼児教育・保育の無償化による対応にあわせ、多子軽減措置により減免します。 さらに、こどもクラブの利用料については、ひとり親家庭や非課税世帯を対象に減免します。
4	継続	児童扶養手当	こども家庭課	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。
5	継続	ひとり親家庭医療費助成事業	こども家庭課	ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、受益者負担を廃止し、窓口無料化を図り、医療費を助成します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
○手当月額 0歳～3歳未満:15,000円、 3歳～小学生までの第一子・第二子: 10,000円 第三子以降:15,000円 中学生:10,000円 ただし、所得制限以上の受給者の児童 は一律 5,000円 ○受給者数:6,947件(令和6年2月末 現在)	手当を支給することで子育ての経済的 負担を軽減した。 マイナンバー情報連携により確認でき る場合は、所得証明書、住民票、健康保 険証(加入年金確認のため)の提出が不 要となったことにより、申請時の負担軽 減が図られている。	認定請求が支給の要件であるため、手 続き忘れが生じないよう出生、転入等の 住民異動者へ周知を行う。 子育てワンストップサービスによる電 子申請の周知・利用促進に努める。 令和6年度に支給対象児童年齢の拡 大、所得制限の撤廃、第三子以降の手当 額の増額などの制度改革が見込まれて いる。
0歳から18歳(18歳到達後の最初の 3月31日)までの児童の保険診療にか かる一部負担金及び入院時食事療養標 準負担額を助成する。 ○助成件数:249,959件 ○助成額:556,660千円	平成26年3月診療分から、窓口無料 の範囲を県内から全国の医療機関等ま で拡大した。 医療費の窓口無料により、子どもたち の早期治療による健康増進を図ると ともに、保護者の経済的負担を軽減するこ とができた。	子どもの健康増進及び安心して子ど もを産み育てる環境づくりを促進する ため、今後も事業を継続する。
保育認定を受けた児童の保育料につ いて、市独自の多子軽減の対象範囲を 令和5年9月分から小学校3年生から 18歳未満へ拡大を実施するとともに、 感染症に罹患し、連続して6日以上欠席 した児童の保育料を減免した。 こどもクラブ利用者では、該当世帯へ の減免を実施した。	多子世帯をはじめとした子育て世代の 経済的負担の軽減が図られた。	子育て世代の経済的負担の軽減を図 るため、保育料及びこどもクラブ利用料 の減免を継続していく。
(令和5年8月1日現在) ○受給資格者数:1,194人 全部支給:44,140円 一部支給:44,130円～10,410円 第二子:10,420円～5,210円 第三子以降:6,250円～3,130円 ○助成額:513,801千円	平成24年度から現況届における住民 票の省略を行い、受給資格者の負担軽 減を図っている。 平成29年11月よりマイナンバーの本 格運用が開始され、転入者の所得・課 税・控除証明書を取得するための負担 軽減が図られている。	法定事務であり、ひとり親家庭等に対 する福祉需要は高いことから、ひとり親 家庭等の生活安定と自立促進のため、 制度の周知徹底を図りながら、事業を継 続していく。
18歳到達後の最初の3月31日までの 児童を養育している、ひとり親家庭の親 と児童及び父母のいない児童を対象 に、保険診療一部負担金及び入院時食 事療養標準負担額を助成する。同月 ごとに一世帯1,000円の自己負担が あったが、平成29年10月より、ひとり 親家庭医療費の医療機関等での窓口無 料化を実施。 ○助成件数:17,839件 ○助成額:52,528千円	医療費の一部負担金を助成すること により、ひとり親家庭の生活の安定と自 立を促進し、健康と福祉の増進を図っ た。	ひとり親家庭の経済的支援を行うこと で、生活の安定と自立促進につながるこ とから、今後も事業を継続する。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
6	継続	就学援助制度	学校教育課	子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。
7	継続	出産・子育て応援事業	健康増進課	経済的支援(妊娠時5万円、乳児家庭訪問時5万円)と伴走型の相談支援を一体的に実施することで、相談実施機関へのアクセスがしやすくなるほか、利用料が発生する産後ケアや一時預かり、家事支援サービス等の負担が軽減され、必要な支援につながりやすくなります。その結果として、ニーズに即した効果的な支援を全ての妊婦・子育て家庭へ確実に届け、伴走型の相談支援の実効性をより高めていきます。 ○対象者 (1)出産応援給付金:妊娠届出をした妊婦 ※ただし(3)該当者を除く (2)子育て応援給付金:令和5年2月1日以降に出生した児童の養育者 ※乳児家庭全戸訪問(出産から2か月後を目安に保育士等が自宅訪問を行う)等において、新生児の養育者(主に母親)が面談を受ける必要あり (3)出産・子育て応援給付金:令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した児童の養育者 ※令和4年度のみの特例(令和5年度は繰越明許費で対応)
基本施策		6	援助を必要とする子どもや家庭への支援	
No.	主な施策	(1)	子どもの虐待防止の強化	
1	継続	要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	児童虐待から子どもを守るため、各関係機関の連携を強化し、相互に情報を共有し、児童虐待に対して実効性のある対応をします。 さらに、市民や施設等へ周知を図りながら、関係機関・団体の連携・協力と事務局機能の強化に努めるとともに、児童虐待の未然防止のための啓発活動や要保護児童対策地域協議会の研修会なども開催します。
2	継続	養育支援訪問事業	こども家庭課	児童虐待の未然防止のため、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。
3	新規	子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー(障がい又は疾病等により援助を必要とする家族等に対して家事その他の家族等の世話を日常的に行っている児童をいう。)等がいる家庭に子育てヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を行います。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
支援を必要としている保護者へ市ホームページ等で制度の周知を行うとともに、就学援助認定児童683名、生徒434名へ学用品費等を給付し、義務教育の円滑な推進を図った。 ○事業開始日 令和5年2月1日 ○助成額 (1)出産応援給付金:妊娠1回あたり5万円 (2)子育て応援給付金:新生児1人あたり5万円 (3)出産・子育て応援交付金:10万円 ※双子は15万円 ○実績 (1)出産応援給付金 支給件数:633件 支給額:31,650千円 (2)出産・子育て応援交付金 支給件数:576件 支給額:29,000千円 (うち双子が4件) (3)出産・子育て応援給付金 支給件数:53件 支給額:5,300千円	支援を必要としている保護者へ適切な支援と制度周知を図ることができた。 妊娠届や出生届の届出を行った妊婦・子育て世帯に対して、妊娠期から継続して相談できる体制整備を図るとともに、出産育児関連品等の購入に係る費用を助成している。	厳しい社会経済状況等により、近年の申請件数は高止まり傾向にあることから、引き続き適切な支援を行い、義務教育の円滑な推進を図って行く。 デジタル地域通貨(会津コイン)による給付を令和6年1月29日から開始。現金給付と併せて、本事業の周知を図っていく。
要保護児童対策地域協議会が把握する全ケースに対し定期的に状況及び主たる支援機関の確認、支援方法の見直しや構成機関同士の情報交換及び個別ケース検討会議で課題となった点の検討を行った。 ○進行管理対象世帯 世帯数:60世帯(児童151名) ○個別ケース検討会 会議開催数:64回	児童相談所をはじめとした関係機関と円滑に連携するための要保護児童対策地域協議会全ケースの進行管理や支援方法の継続的な見直しを行うことで、リスクの見落としや支援の放置を防いでいる。	要保護児童対策地域協議会を積極的に活用して、関係機関等との連携を密にし、要保護児童等の早期発見・早期対応と、児童虐待の未然防止の強化を図っていく。
養育支援員を5名配置し、養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、指導及び助言を行うことにより、適切な養育の支援に努めた。 ○訪問回数:延べ8回(2家庭)	妊娠中から支援が必要な家庭に対しても、出産前から関係機関と綿密なケース検討会議を行い、出産直後から、養育支援員が家庭訪問し、きめ細かい支援に努めた。	要保護児童対策地域協議会との連携により、要保護児童等の早期発見に努めるとともに、要保護児童の養育環境改善と児童虐待の未然防止を図る。一部、子育て世帯訪問支援事業への移行
家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に子育てヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を行った。 ○利用家庭数:7家庭 ○訪問回数:延べ40回(71時間)	関係機関と連携し、事業の周知に努めた。 支援が必要な妊産婦や子育て世帯に対し家事・育児支援を行い、子育て負担の軽減に寄与した。	市民や関係機関へ事業の周知を十分に行い、家事・育児の支援が必要な家庭やヤングケアラーが疑われる家庭に対し、支援を行っていく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(2)	ひとり親家庭への支援	
1	継続	女性福祉相談	こども家庭課	母子家庭等からの様々な相談に対し、女性相談員が助言・指導・情報提供を行います。
2	継続	児童扶養手当(再掲)	こども家庭課	基本施策5(1)に記載
3	継続	ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	こども家庭課	基本施策5(1)に記載
4	継続	ひとり親家庭自立支援事業	こども家庭課	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に必要な資格取得や技能習得のための修学や講座の受講をするひとり親家庭の父または母に対して、費用の助成を行います。
5	継続	就学遺児激励金	こども家庭課	小・中・義務教育学校に在籍する就学遺児が、健やかに成長し、勉学の励みとなるよう、その児童を扶養している者に対し、就学遺児激励金を支給します。
6	継続	母子生活支援	こども家庭課	生活自立を要する母子世帯が施設に入所し、相談・援助を進めながら、心身と生活の安定を図り、母子の自立に向けた支援を行います。
7	継続	就学援助制度(再掲)	学校教育課	基本施策5(1)に記載

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
母子家庭や、夫婦間の悩みに対して、女性相談員が助言・指導を行い、女性の保護及び援助を行った。 ○相談件数:550件	様々な相談に対し、女性相談員が助言・情報提供等を行い、適切に相談対応を行った。 女性が相談しやすい環境作りや広報周知に努めた。	離婚の増加や家庭環境の変化、DVなど、複雑化する相談内容に対応するため、研修等を受講し、相談業務のスキルアップに努める。
—	—	—
—	—	—
○高等職業訓練促進給付金等事業 看護師等の資格取得を目指すひとり親家庭の母または父に、月額70,500円(課税世帯)または100,000円(非課税世帯)を支給。(最長4年間支給、最終12か月は40,000円加算) ・受給者数:9人 ○自立支援教育訓練給付金事業 雇用保険制度の教育訓練給付指定の講座を受講するひとり親家庭の母または父に費用の60%を支給。(上限:終業年数×40万円) ・受給者数:2人 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親または児童に、受講開始時に費用の40%、受講修了時に費用の50%(受講開始時に支給された分を除く)、試験合格時に費用の10%を支給。(通信制:上限15万円 通学又は通学及び通信制併用:上限30万円) ・受給者数:0人	ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当等の短期的な給付だけでなく、就労の支援といった長期的な支援が必要である。そのため、就職に有利な資格取得のための経費や、就業又は育児と修学の両立が困難な場合の生活資金を助成し、高収入を得られる仕事に就職できるように支援した。 また、ひとり親対象の児童扶養手当認定請求時、現況届時にチラシを配布したり、ホームページや市政だよりで周知に努めた。	事業の周知を十分に行い、ひとり親の今後の生活の選択肢の一つとなるよう推進していく。
就学遺児に対して、小学校在学時、中学校在学時にそれぞれ30,000円を支給。 ○支給人数 小学生:5人 中学生:13人 計:18人	就学遺児の健全な育成に寄与するものであるため、対象児童の把握に努めた。	対象となる児童を養育されている方へ随時案内を送り、適切に支給を行う。
母子生活支援施設の入所者に対して、必要な支援を行った。 ○本市による措置世帯数:4世帯	民設民営による母子生活支援施設の入所者に対する支援のため、施設と対応協議しながら、母子世帯の自立に向けた支援を行った。	緊急性が高く支援が必要な母子を入所させ、養育等に関する支援を行っていく。
—	—	—

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(3) 子どもの貧困対策		
		① 教育の支援		
1	継続	自立生活サポート事業「子どもの学習・生活支援事業」(令和4年度より名称変更)	地域福祉課	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯(生活保護世帯含む)の子どもを対象とした学習支援を行うとともに、保護者に対しても進学や教育費にかかる情報提供、家庭環境改善に向けた働きかけを行います。
2	継続	スクールカウンセラー等活用事業(再掲)	学校教育課	基本目標Ⅰ 基本施策4(1)に記載
3	継続	適応指導・教育相談事業(再掲)	学校教育課	基本目標Ⅰ 基本施策4(1)に記載
4	継続	地域学校協働本部事業(再掲)	生涯学習総合センター	基本目標Ⅰ 基本施策1(2)に記載
5	継続	家庭教育講座(再掲)	生涯学習総合センター	基本施策2(3)に記載
6	継続	子育て応援講座(PTA研修会)(再掲)	生涯学習総合センター	基本施策2(3)に記載

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
学童生活支援員を配置し、未就学児から小学生を対象に、子どもの学習習慣の形成や、保護者への養育環境改善に向けた働きかけなどの支援を実施した。 ・令和5年度支援対象児童 36名 高校就学支援員を配置し、中学生を対象に、学力の向上や高校進学に向けての学習支援を実施するとともに、高校進学後は中途退学防止のためのフォローも行った。 ・令和5年度支援対象生徒 29名	支援ケースについては、学習習慣の定着や、高い高校進学率の達成、保護者への働きかけによる意識の変化など、一定程度の効果があった。	引き続き関係機関等との連携を密にしながら、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努める。
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(3)	子どもの貧困対策	
		②	生活の安定に資するための支援	
1	継続	自立生活サポート事業「自立相談支援事業」(令和4年度より名称変更)	地域福祉課	専門の相談員を配置し、生活困窮者からの相談内容に応じて、自立に向けた支援計画(プラン)の作成や関係機関と連携しながら、就労支援をはじめとした自立に向けた支援を行います。
2	継続	子育て短期支援事業(再掲)	こども家庭課	基本施策2(4)に記載
3	継続	母子生活支援(再掲)	こども家庭課	(2)に記載
4	継続	児童手当(再掲)	こども家庭課	基本施策5(1)に記載
5	継続	児童扶養手当(再掲)	こども家庭課	基本施策5(1)に記載
6	継続	子ども医療費助成事業(再掲)	こども家庭課	基本施策5(1)に記載
7	継続	ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	こども家庭課	基本施策5(1)に記載
8	継続	就学遺児激励金(再掲)	こども家庭課	(2)に記載
9	継続	放課後児童健全育成事業(こどもクラブ)(再掲)	こども保育課	基本施策2(5)に記載
No.	主な施策	(3)	子どもの貧困対策	
		③	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
1	継続	ひとり親家庭自立支援事業(再掲)	こども家庭課	基本施策6(2)に記載
2	継続	保育施設やこどもクラブの受け入れ確保	こども保育課	就労等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに応えるため、保育施設やこどもクラブにおいて保育サービスを提供します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
「生活サポート相談窓口」において、生活困窮にかかる様々な相談をうかがい、庁内関係部局や外部関係機関と連携し、状況に応じて包括的、継続的な支援を行った。 ・新規相談件数:240件	コロナ禍と比較し相談件数は落ち着きがみられるものの、長引く物価高騰の影響等を踏まえ、社会福祉協議会をはじめとした関係機関との相互連携による支援・きめ細かな相談対応に努めた。	相談者の多くが複雑かつ複合的な課題を抱えていることから、支援員のスキルアップを図るとともに、引き続き関係機関との連携を図りながら、寄り添い型支援に努める。
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
子育て家庭のニーズへの対応を図るため、幼保連携型認定こども園の整備への補助を行うとともに、既存施設における利用定員の調整を行った。 令和6年度からの大戸こどもクラブ開所に向けた調整を行った。	施設の利用状況や利用ニーズを踏まえた支援・調整を行うことで、地域の実態に即した受け入れ体制の整備が図られた。	少子化の状況を注視しながら、引き続き、子育て家庭の保育サービスに係る利用ニーズを踏まえた受け入れ体制の整備・調整について、適切に対応していく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(3)	子どもの貧困対策	
		(4)	経済的支援	
1	継続	自立生活サポート事業「住居確保給付金の支給」(令和4年度より名称変更)	地域福祉課	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失または喪失のおそれのある方で、就労に向けた所定の活動することなどの条件を満たす方に対し、一定期間、家賃相当分の住居確保給付金を支給します。
2	継続	ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	こども家庭課	ファミリー・サポート・センター事業利用者のうち、次の要件のいずれかに該当する場合に、利用料の半額を助成します。 ・住民税非課税世帯 ・生活保護世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・ダブルケア世帯 ・障がい児のいる世帯 ・多胎児のいる世帯
3	継続	ホームスタート事業	こども家庭課	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭を市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などを協働により、支援を行います。さらに、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。
4	継続	保育料等の減免(再掲)	こども保育課	基本施策5(1)に記載
5	継続	会津若松市奨学金給与	教育総務課	能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められる者(高等学校又は高等専門学校に在学している者)に対し、奨学資金を給与します。
6	継続	板橋好雄奨学資金貸与	教育総務課	学業が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる者(大学に入学するもの又は在学している者)に対して奨学資金を貸与します。
7	継続	就学援助制度(再掲)	学校教育課	基本施策5(1)に記載
8	継続	被災児童生徒就学支援事業	学校教育課	東日本大震災により被災し、経済的理由によって就学困難な児童生徒等の保護者に対し、義務教育が円滑に行われることを目的として学用品費、給食費、医療費等を支給します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
「生活サポート相談窓口」において、離職等による生活困窮の相談に応じ、要件を満たす世帯に就労支援と合わせて家賃相当額を給付。 ・新規給付決定件数:9件	ハローワークをはじめとした関係機関と連携し、継続的かつきめ細かな支援に努めた。	引き続きハローワークとの連携を密にしながら、自立促進に向けたきめ細かな支援に努める。
児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、ダブルケア世帯、障がい児のいる世帯、多胎児のいる世帯等の経済的に困窮しやすい世帯を対象に利用料の半額助成を行った。 ○助成件数 3,038件	ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等の利用料の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりに寄与することができた。	本事業の対象世帯が適切に利用できるよう周知に努め、今後も子育て負担の軽減を図っていく。
市民ボランティアが乳幼児のいる家庭や産前家庭に週1度、2時間程度、定期的に訪問を行うことにより、育児の負担軽減に寄与した。 ○利用世帯数 25世帯 ○子どもの人数 35人 ○訪問回数(延べ)221回	ホームスタートを利用することで、保護者の子育てへの不安緩和に繋がり、孤立状況にあった家庭に対して、その家庭が地域とつながる支援ができた。	母子保健分野との連携を図り、対象世帯の早期発見に努めるなど、体制の強化を図る。
—	—	—
○実績(給与人数) ・入学枠(当初):21名 ・進学枠(当初):16名 ・進学枠(追加):3名	「あいづっこ高校生応援奨学金」が周知され始めており、徐々に給与者が増えている状況にある。	引き続き申請状況を注視しながら、各学校への周知や広報を行い、本奨学金制度の更なる定着を図っていく。
○実績(貸与人数):1名	1名の申請があり、貸与を決定した。	奨学金の募集にあたっては、併せて市の奨学金返還支援制度の周知を図ることで、希望する学生の経済的・心理的な不安を軽減し、申請者数の増加に繋げる。
—	—	—
東日本大震災により被災し、本市に避難している児童生徒の保護者のうち、経済的な理由により就学が困難と認められる就学援助認定児童1名、生徒2名に学用品費等給付し、義務教育の円滑な推進を図った。	支援を必要としている保護者へ適切な支援と制度周知を図ることができた。	被災児童生徒就学支援等事業交付金を基に実施している事業であるため、引き続き支援を行っていく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(3)	子どもの貧困対策	
		(5)	切れ目のない支援及び地域との連携強化	
1	継続	民生児童委員協議会	地域福祉課	児童の健全な育成を図るため、民生委員・児童委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者との連携を推進し、必要な情報収集・提供を行います。 地域における身近な相談者としての認知度を高め、相談しやすい環境整備を図りながら支援を行います。 また、各地域の民生委員・児童委員が、それぞれの持つ情報を交換し、活動の資質向上及び連携を強化するため、民生児童委員協議会理事会や地区定例会を開催し、情報の共有や連携のさらなる強化を図ります。
2	継続	子ども未来基金事業	こども家庭課	市民等からの寄附金を原資とした基金を活用し、地域の団体等による子どもの健やかな育ちと子育てを支える活動に対して助成を行います。
3	継続	ホームスタート事業(再掲)	こども家庭課	④に記載
4	継続	ブックスタート事業(再掲)	こども家庭課／健康増進課／会津図書館	基本施策2(3)に記載
5	継続	妊娠・出産・子育てに関する相談	健康増進課	子育て世代包括支援センターを中心に、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問等の各種事業を通じ、安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠初期から子育て期にわたり、心配なことや悩みなどを伺い、必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などとの連携により、切れ目のない支援を行います。
6	継続	地域子育て支援センターの充実(再掲)	こども保育課	基本施策2(3)に記載
7	継続	保幼小連携事業(再掲)	こども保育課／学校教育課	基本目標Ⅰ基本施策2(2)に記載
8	継続	青少年問題協議会(再掲)・青少年健全育成事業	教育総務課あいつこ育成推進室	青少年問題協議会や青少年育成市民会議の活動を通じた、家庭、学校、地域社会、関係機関の相互連携の強化による青少年の健全育成を推進します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
市内16地区の民生児童委員協議会が、市の協議会において連絡・情報交換・協議を行い、活動の基盤強化を図るとともに、それぞれの地区協議会においても地域福祉の向上のための活動を推進した。 また、主任児童委員活動研究部会のボランティア活動として、こども保育課主催の子育て支援事業や健康増進課主催の乳幼児健康診査への協力を行った。	引き続き、妊産婦に対する支援活動とともに、児童問題に対する相談・支援に対する活動の充実を図っていく必要がある。	主任児童委員活動研究部会において、児童福祉のための活動のあり方を研究していく。
平成28年度に創設した子ども未来基金を原資とする、子ども未来基金事業助成金の実施内容の検討を行い、事業の実施団体を募集し、応募があった団体の11事業のうち、8事業への助成を決定した。	地域における事業を支援することで、市の子育て支援の拡充に寄与することができた。	様々な困難や課題を抱えている子どもや家庭を含め、地域全体で子育て支援の充実を図るため、今後も助成を継続し、その活動を広く周知する。 また、地域と連携した次代を担う子どもたちを育む仕組みづくりを進める。
—	—	—
—	—	—
○実績 妊産婦訪問延べ件数:369件 新生児・乳幼児訪問延べ件数:451件	妊娠期から子育て期にわたり、心配なことや悩みなどを伺い、家庭訪問や電話相談等で切れ目のない支援を行った。状況に応じて医療機関や子育て支援機関等の連携を図り、支援の継続につないでいる。	母子保健コーディネーター(助産師)や保健師による、妊娠・出産・子育て期の保健指導や育児相談を実施し、きめ細かな対応を図っていく。
—	—	—
—	—	—
関係団体及び行政機関等へ本市の青少年事業の実施状況や新年度の計画にかかる情報提供を行った。 委員それぞれの立場からテーマに対する意見を発表した。(令和6年2月実施)	青少年健全育成に関する本市の施策全般にわたる、貴重な意見交換の場となっている。	青少年の健全育成のための施策に関して、関係団体及び行政機関等との相互の連携を密にしていく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
No.	主な施策	(4)	障がいのある子どもや家庭への支援	
1	継続	障がい児に対する支援 (居宅介護)	こども家庭課	自宅において入浴、排泄、食事の介護等のホームヘルプサービスを行います。
2	継続	障がい児に対する支援 (行動援護)	こども家庭課	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときの危険を回避する援助や外出時の移動の補助を行います。
3	継続	障がい児に対する支援 (短期入所)	こども家庭課	在宅で障がいのある児童を介護する家族が病気などの理由により一時的に介護できなくなる場合、短期間施設に入所させ必要な支援を行います。
4	継続	障がい児に対する支援 (ガイドヘルパー派遣事業)	こども家庭課	外出する際に移動の介護が必要な障がいのある児童に対し、外出のための支援を行います。
5	継続	障がい児に対する支援 (タイムケア事業)	こども家庭課	障がい児の日中活動の場を提供するとともに、その家族の就労支援及び休息を図るため、施設において一時的な預かりを行います。
6	継続	地域自立支援協議会	障がい者支援課／こども家庭課	各関係機関の連携を強化し、障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現のための仕組みづくりや「会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の進行管理を行います。
7	継続	障がい者総合相談窓口	障がい者支援課	障がいのある子どもや障がいのある人、またその家族等の地域生活に関する様々な相談に応じて、情報の提供や相談・助言等の支援を行い、その人が地域で自分らしく、自立した生活を送ることができるよう援助します。相談を受けた場合は必要に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の各機関と連携し、ライフステージに応じた適切な支援が行えるよう関係機関との調整を図ります。
8	継続	教育支援委員会	学校教育課	早期からの教育相談や、その後の一貫した支援についても助言を行う相談機能の充実を図ります。 さらには、福祉機関等との連携を図りながら特別な支援を要する子どもたちの支援を行っていきます。
9	継続	支援学校等への移動図書館の運行	生涯学習総合センター	県立会津支援学校や県立聴覚支援学校会津校へ月1回移動図書館を運行し、児童生徒に対し読書の機会を提供します。

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
・実利用者数:6名	重度心身障がい児等を中心として利用のニーズはあるものの、提供事業所数及びヘルパー数の不足している状況が継続している。	介護を必要とする障がい児が在宅で生活する上で欠かせないサービスであることから、今後も引き続き、課題の解消に向けた働きかけを行っていく。
・実利用者数:2名	重度知的障がい児等を中心にニーズがあるものの、市内でサービス提供できる事業所は1か所のみであることから、ニーズに十分に応じることができていない状況にある。	今後も引き続き、市内訪問系事業所等と連携し、提供可能事業所の拡大に向け、ヘルパーの確保に向けた取組を実施していく。
・実利用者数:12名	市内で障がい児が利用できる事業所は1事業所のみ、近隣自治体にも1事業所のみであり、ニーズの充足には至っていない状況である。	関係機関と情報共有や連携をしながら、引き続き受け入れ施設の拡大に向けて取り組んでいく。
・実利用者数:5名	移動支援について、少数ではあるものの一定のニーズが継続して存在している状況にある。	発達障がい児を中心とした行動障がいのある児童の利用ニーズが想定されるため、ニーズに合ったサービス提供を図る。
・実利用者数:49名	早朝や休日におけるサービス利用のニーズが高い状況にある。毎年、利用人数も増加していることを勧奨すると今後も増えていくことが予想される。	タイムケア事業は、一時的な預かり事業として、障がい児通所支援事業の補完的な役割としてのニーズが非常に高いことから、今後も引き続き充実に向けた働きかけを行う。
市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進に向けて進行管理を行いながら、障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう、支援の仕組みづくりに向けた検討を進めた。 障がいのある子どもへの一貫した支援の仕組みづくりとして、「気になるお子さんがいる家庭への支援における連携」をテーマに児童や保護者の窓口となる方々を対象にした研修会の実施などを行った。	療育部会のみにおける協議、検討のみでなく、3部会連携会議を通して、「乳幼児期から青年期まで成長過程に応じた切れ目のない一貫した適切な支援」の構築を目指していく必要がある。 「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」として位置づけられる療育部会では、地域において適切な支援を受けることができる体制づくりに向けた取り組みを行っていく必要がある。	地域自立支援協議会の6つの部会のうち療育部会を中心としながら、障がいのある子どものライフステージに応じた連携・支援体制の充実に取り組んでいく。
○障がい者支援センターカムカムの運営(相談支援及びボランティアのワンストップ相談窓口) ○障がいのある人やその家族に対する相談支援 ・障がいのある子どもに関する相談支援 延べ人数 156名 ○障がいのある人の権利擁護	障がい者支援センターカムカムを構成している2機関(障がい者総合相談窓口、ボランティアセンター)における利用者のさらなる利便性の向上を図るため、きめ細かいニーズの把握や課題に応じた他機関との連携強化を図る必要がある。	障がい者支援センターカムカムを市における中核的な相談支援拠点として充実を図りながら、より身近な生活圏における相談支援体制の整備を進めていく。
心身に障がいを持つ児童生徒に適切な就学先を判断し、特別支援教育の推進を図る。本委員会を2回開催し、在学児158名、新入学児73名の依頼全てに回答を行った。	年々対象児童生徒が増加していることから、専門調査員が調査を行い、保護者や学校からの依頼に応えるとともに、相談体制充実のため福祉機関や医療機関とも連携を図る必要がある。	福祉部門や医療機関との連携をより深め、早期からの教育相談や就学先決定後の一貫した支援などの機能の充実を図る。
夏休みにあたる8月・冬期間運休している1～2月・学校の年間計画により運休にした3月を除き、8回運行し、延べ165名に図書の貸出を行った。	移動図書館が学校へ巡回することで、会津図書館へ来館することが難しい児童生徒へも、読書の機会を提供することができた。	年間計画に沿って、月1回程度の運行を継続していく。

基本理念 みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

【基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち】

主な事業	継続／新規	事務事業名	担当課	事業概要
基本施策 1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進				
No.	主な施策	(1)	子育て意識の醸成	
1	継続	男女共同参画推進事業	企画調整課協働・男女参画室	「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な意識を解消し、家族を構成する男女が相互に協力し、子育てをする意識の啓発を図ります。 中でも次代を担う子どもたちを核とする取組に重点を置くことで、保護者などへの意識の広がりを図ります。
2	継続	子どもの権利を尊重する意識づくり	こども家庭課	チラシの作成・配布や市政だよりへの掲載、講演会等の開催により「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の普及・啓発をはじめ、子どもの権利を尊重する意識の啓発を図るとともに、子どもへの暴力防止のためのプログラムワークショップを実施し、地域における児童虐待の未然防止に向け取り組みます。
No.	主な施策	(2)	市民参加の子育て支援	
1	継続	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	こども家庭課	基本目標Ⅱ基本施策4(2)に記載
2	継続	民生児童委員協議会(再掲)	地域福祉課	基本目標Ⅱ基本施策6(3)⑤に記載
3	継続	ホームスタート事業(再掲)	こども家庭課	基本目標Ⅱ基本施策6(3)④に記載
4	継続	青少年の心を育てる市民行動プラン事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年の健全育成の柱となる市民共通の行動指針「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」のさらなる周知・啓発を図るとともに、「市民総ぐるみ朝のあいさつ“おはよう”運動」などの実践活動を行います。
5	継続	商店街等と連携した活動への支援	商工課	商店街と市民が連携し、空き店舗の活用やイベント等の開催により、子育て世代の交流や活動を促す取組に対して支援を行います。
6	継続	子ども未来基金事業(再掲)	こども家庭課	基本目標Ⅱ基本施策6(3)⑤に記載
No.	主な施策	(3)	子育て支援施設を拠点とした子育て支援	
1	継続	地域子育て支援センターの充実(再掲)	こども保育課	基本目標Ⅱ基本施策2(3)に記載

実績等(令和5年度)	点検結果等	今後の方向性
「第5次会津若松市男女共同参画推進プラン」に基づき施策を実施した。 会津図書館内の「男女共同参画コーナー」や市ホームページ等で広く市民へ男女共同参画の意識啓発を図るとともに、次代を担う子どもたちを対象とした「子ども人生講座」や「男女平等に関する作文コンクール」を実施し、男女平等意識の醸成を図った。 また、「第6次会津若松市男女共同参画推進プラン」を策定した。	小学校5・6年生を対象とした出前講座「子ども人生講座」を、私立を含めた市内小学校17校で実施することができた。 また、「男女平等に関する作文コンクール」については、過去最多の499件という応募数となっており、子どもたちや学校における意識や関心が高まっているものと思われる。「子ども人生講座」の受講をきっかけとした内容の作文も多く、2事業の相乗効果が見られる。	「第6次会津若松市男女共同参画推進プラン」に基づき、各種事業を庁内各課連携のもと推進していく。 本プランにおいて掲げた3つの重点的な取組の中で「男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進」については、次世代を担う子どもたちに対して、多様性を尊重し、自分らしく生きることにつながるよう取組を進めていく。
児童の権利に関する条約について、市政だよりで広報・啓発を行った。 また、「子どもへの暴力防止プログラムワークショップ」を実施し、子どもの権利や子どもへの暴力防止の推進を図るとともに、地域における児童虐待の未然防止に向けて啓発を行った。 ○対象:小学生・中学生・保育所等の年長児及び保護者及び教職員 ○ワークショップ実施実績 ・保育所等 10園 ・小学校 2校 ・中学校 1校 計52回 849人	子どもへの暴力防止に有効とされるプログラムを実施することにより、子どもたちが、いじめ、虐待、誘拐、暴力など、様々な暴力から自分の心とからだを守るための知識や具体的な方法をロールプレイで学ぶことができた。 また、保護者が子どもを援助する方法を身に付けることができた。	今後も事業を継続するとともに、より多くの児童及び保護者等に受講いただくよう、事業の周知に努める。 また、子どもの権利に関する条約について、広報・啓発を図る。
—	—	—
—	—	—
—	—	—
青少年の健全育成の柱となる市民共通の行動指針「青少年の心を育てる市民行動プラン“あいづっこ宣言”」の普及・浸透を図るとともに、「朝のあいさつ運動」や「あいづっこ宣言表彰」、「あいづっこ宣言絵手紙コンクール」、大人への普及啓発として「民間企業への普及啓発事業」等の実践活動を継続した(※)。 ※令和5年度は3社へ普及啓発	これまでの事業推進により、小中学生を中心に宣言の理解が図られてきた。一方で、大人世代への理解・浸透が課題となっていることから、「民間企業への普及啓発事業」を例年実施しており、令和5年度は3社に対し実施した。 子どもから大人まで、より多くの市民が宣言を実践し、全市一丸となった青少年健全育成を図るため、今後も学校や地域、家庭、そして大人へ向けた取組を継続して推進する必要がある。	「あいづっこ宣言」を柱とした青少年健全育成事業の一層の推進のため、宣言推進母体である青少年育成市民会議を中心に、あいさつ運動等の従来事業を継続するとともに、地域の実情に即した事業を展開していく。 また、民間企業への普及啓発事業を継続するとともに、宣言の紹介動画等の有効活用を図りながら、宣言に込められた内容の理解促進と宣言の実践化を図っていく。
商店街等が主催する子ども・子育て世代向けのイベントに対し、支援を行った。(大町ふれあいこどもまつり、ほおずき市、大町通り秋の歩行者天国)	各団体において、実施可能な事業のあり方についての工夫・検討は継続している。	引き続き、商店街等が実施するイベント等への支援を行う。
—	—	—
—	—	—